



新株式発行並びに
株式売出届出目論見書

2022年11月

アップコン株式会社

1 この届出目論見書により行うブックビルディング方式による株式108,800千円(見込額)の募集及び株式149,760千円(見込額)の売出し(引受人の買取引受による売出し)並びに株式40,960千円(見込額)の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)については、当社は金融商品取引法第5条により有価証券届出書を2022年11月24日に関東財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。

したがって、募集の発行価格及び売出しの売出価格等については今後訂正が行われます。

なお、その他の記載内容についても訂正されることがあります。

2 この届出目論見書は、上記の有価証券届出書に記載されている内容のうち「第三部 特別情報」を除いた内容と同一のものであります。

新株式発行並びに株式売出届出目論見書

アップコン株式会社

神奈川県川崎市高津区坂戸3-2-1 KSP東棟611

1 経営方針

「健康第一」「安全第一」「家庭第一」を基本理念とし
スピードと環境を重視した経営を行い、
社会貢献度の高い研究・開発型企業となることを目指します。

2 企業概要

当社は、工場・倉庫・店舗や、一般の住宅などの建物において、地盤の不同沈下を原因として生じたコンクリート床の沈下・傾き・段差・空隙を完全ノンフロンのウレタン樹脂、及び小型機械を用いた独自の「アップコン工法」によって修正する施工を主力事業として展開しております。

その他、アップコン工法を応用した技術を用いて、主に公共工事として、道路や空港に生じた段差の修正や空隙充填なども行っております。

また、当社では新たな事業展開推進のため、多数のプロジェクトを進行させ、常に発泡ウレタンの新規応用分野の研究開発を継続しており、2015年には、産官学連携で共同開発した、工法を用いた施工(農業用に用いられている水路トンネルの維持・補修に係る施工)の事業化に成功しております。

当社は、硬質発泡ウレタン樹脂の新規応用分野への研究開発に取り組むことで、自ら市場を創りながら事業を開拓していくサイクルを目指す研究開発型企業を目指しております。



3 沿革

2003年 6月	土木工事業及び建築工事業として、アップコン有限会社を神奈川県川崎市高津区末長に資本金300万円で設立	2017年 2月	資本金4,300万円に増資
2004年 2月	神奈川県川崎市高津区坂戸三丁目2番1号かながわサイエンスパークへ移転 アップコン株式会社に組織変更し、資本金1,000万円に増資	2017年 5月	ISO27001の認証取得
2005年11月	ISO9001の認証取得	2018年 3月	「沈下した地盤上のコンクリート版を修正する方法」特許取得(特許第6302611号)
2006年 2月	資本金2,000万円に増資	2018年 5月	「空洞充填によるトンネルの補修方法」特許取得(特許第6337375号)
2007年 4月	資本金3,000万円に増資	2018年12月	「沈下した地盤上のコンクリート版の傾きを修正する方法」特許取得(特許第6456556号)
2008年 7月	ISO14001の認証取得	2019年 1月	「港湾の地盤を改良する方法」特許取得(特許第6470886号)
2008年 9月	資本金3,500万円に増資	2019年 6月	「布基礎の不等沈下を修正する方法」特許取得(特許第6543476号)
2010年 1月	資本金3,800万円に増資	2021年 1月	「路面の不具合による車両の交通障害を応急的に解消させる方法」特許取得(特許第6811524号)
2013年 3月	「地盤改良方法」特許取得(特許第5227085号)	2021年 7月	株式会社東京証券取引所TOKYO PRO Market市場へ上場
2015年10月	「土壌改良方法および緑化方法」特許取得(特許第5813969号)		

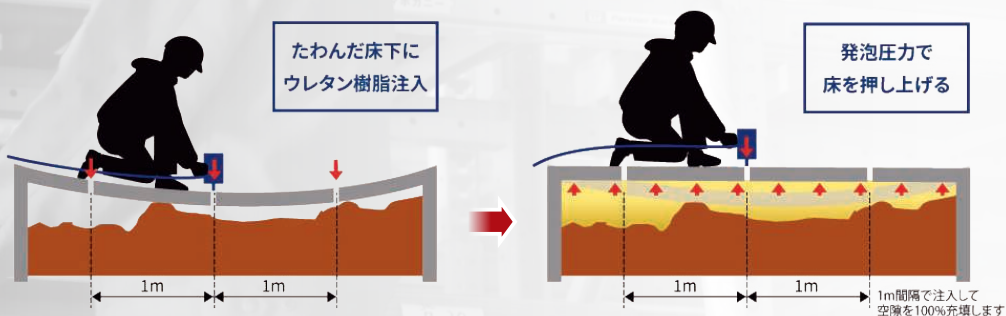
4 工法について

1. アップコン工法(コンクリート床スラブ沈下修正工法)

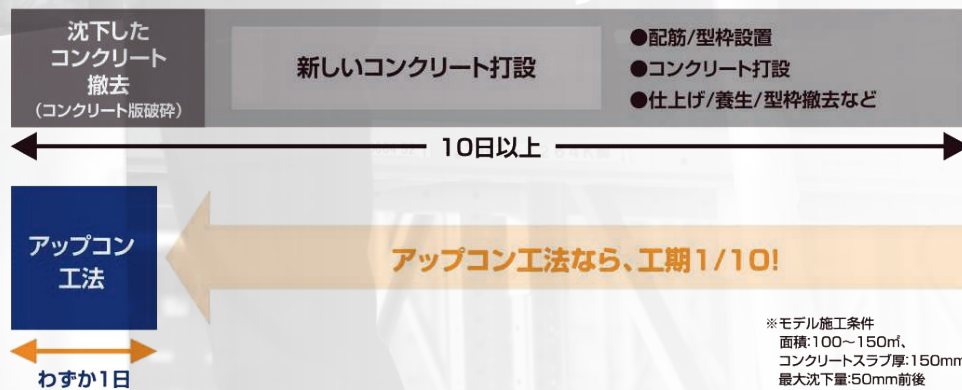
沈下・段差・傾き・空隙などが生じた既設コンクリート床に、1m間隔で直径16mmの小さな穴を開け、ウレタン樹脂を注入します。ウレタン樹脂は、短時間で発泡し、その圧力でコンクリート床を床下から押し上げて傾きや段差などを修正します。

ウレタン樹脂の注入は、既設コンクリート床の高さを計測機器で常時ミリ単位で監視しながら行い、樹脂の最終強度は約60分で発現します。床下に空隙が発生している場合、同じ方法でウレタンを注入、ウレタン自らが発泡する特性によって、狭い隙間でも入り込み空隙を充填することが可能です。

施工イメージ図



従来工法との比較(コンクリート打替え工法)



アップコン工法の特長

- ▶ 従来工法(コンクリート打替え)と比較して工期 1/10
- ▶ 業務・操業を止めずに施工が可能
- ▶ 環境に安全なノンフロウウレタン樹脂を使用
- ▶ 自社の技術部社員が行う信頼性と精度が高い施工
- ▶ 施工機材一式がコンパクト(少ないスペースで施工が可能)

2. 農業用水路トンネル機能回復加圧式ウレタン充填工法

(Functional Restoration Technologies for Agricultural Ditch Tunnels : 以下「FRT工法」)

「FRT工法」とは、日本全国の農業用水路・導水路など、老朽化によりトンネルの覆工背面に生じた空隙を硬質発泡ウレタンで埋める補修工事によって、トンネルの崩壊を防ぎ、壊さずに延命化を図ることを目的としております。

① FRT工法開発の経緯

高度成長期に整備された農業用水路トンネルでは、覆工背面に空洞が発生したり、空洞が原因でトンネルの側面にひび割れが生じるなど、その多くが老朽化の危機を迎えております。これらインフラ施設の老朽化対策として、当社、アキレス株式会社、岡三リビック株式会社、株式会社ジオデザインの4社で研究会を立上げ、島根大学、石川県立大学の協力のもと、農林水産省の2010年度～2012年度の官民連携新技術研究開発事業を活用し、従来の改修工事に抛らずにトンネルが有する本来の機能を回復する「FRT工法」を開発し、2016年1月期事業化に成功しております。

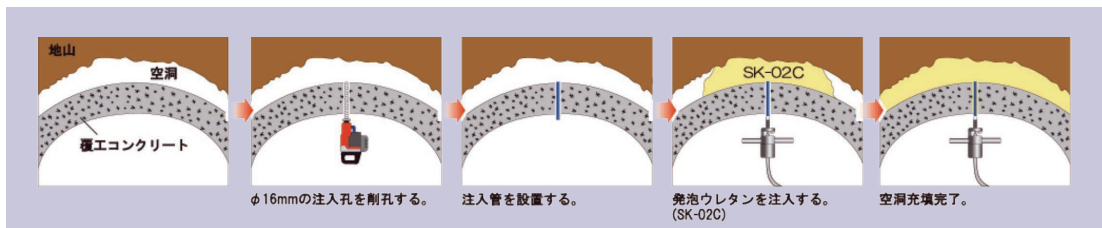
② 施工の概要

トンネルはアーチ状で全方向から一定の同じ力がかかっていないと崩れてしまう構造(アーチアクション)となっておりますが、当該工法は、地盤が緩んで発生した空洞を充填し、なおかつ、上部から圧力を加えてトンネルの形状をもとに戻す(機能を回復させる)ことを目的としております。

FRT工法の概要

空洞充填工

地山の安定や覆工の偏荷重を防止するため、覆工コンクリートと地山の間に発生した空洞に空洞充填用発泡ウレタン(SK-02C)を注入充填する。



加圧式裏込注入工

空洞充填用発泡ウレタン(SK-01A)を注入充填した後、加圧注入用発泡ウレタン(SK-01B)を注入し、周辺土圧を均等化することで、覆工コンクリートに生じたクラックの原因である引張応力を減少させる。



5 具体的ビジネス

1. 民間事業

企業の生産・販売活動の拠点である工場、倉庫、店舗のほか、一般の住宅など、地震や地盤沈下で傾いたコンクリート床を修正いたします。

① 工場・倉庫・店舗

工場床下に空洞が発生、装置が振動し不良品率が増加、倉庫の床が傾き荷物が積み上げられない、段差でフォークリフトの走行が困難、といったこれらの原因である傾いたコンクリート床を業務・操業を止めずに床の沈下修正を行います。

② 住宅等

地震や地盤沈下によって発生した住宅の傾きを、基礎下にウレタン樹脂を注入し基礎から傾きを修正するものです。住人は住宅に住居したまま、引越しや荷物の移動も必要ありません。

③ その他

施工に先立っての調査、マンションのエントランス及び事務所等の沈下修正工事が含まれます。



2. 公共事業

わが国の農業用水路、道路、空港等の老朽化した社会インフラの機能回復に資するために各研究開発プロジェクト(既存工法の応用技術を含む)により開発された技術を新規事業として公共工事に展開したものです。

① 農業用水路・導水路トンネル ウレタン空洞充填工事

小規模断面トンネルに特化して研究開発され、老朽化などによって発生したトンネル覆工背面の空洞にウレタン樹脂を充填させることで農業用水路などの突発的な崩壊を防止する、小規模断面トンネルの維持・補修を行う工事です。

② 道路・橋梁部踏み掛け版等の 空洞・空隙充填工事

高速道路・国道他で多用されているコンクリート舗装版に生じた様々な変状(沈下/段差・バタつき・空洞/空隙)を専用に開発した高強度ウレタン樹脂を使用して、開削せずに短工期で修正します。短工期であるため、交通規制の早期規制開放を実現する工法です。

また、変状を修正するだけでなく表層路盤のゆるみも解消出来る工事です。

③ 港湾

地震によって生じた港湾の岸壁部の路盤の段差やコンテナターミナル内のRTG(タイヤ式門型クレーン)走行路盤に生じた沈下を夜間工事のみなど短工期で修正出来る工事です。

④ その他

地盤沈下や地震によって生じた空港エプロンの段差・沈下、防衛施設及び学校体育館のステージのたわみや床の傾きをウレタン樹脂を使用して短工期で修正する工事です。



覆工背面の空洞充填工事

コンクリート舗装版の空隙充填

地盤沈下によって段差が生じ水溜まりができた港湾荷下るし岸壁

地震の影響で床がすり鉢状に沈下した体育館

6 研究開発

当社は、沈下修正工事を行うと同時に、将来の新たな事業発展を目的として、複数のプロジェクト(以下「PJ」という。)による研究開発を進めています。

1. 杭状地盤改良PJ

特許第5227085号

既存の建物の屋内でも施工可能な小型の機械を使用し、地盤改良を行います。具体的には地盤を掘削して杭状袋体を入れ、その袋体の中でウレタンを掘削径よりも大きく発泡させることにより、地盤の圧密強化と密着性を高めることで上載荷重を支持することを目的としております。



2. 緑化PJ

特許第5813969号

発泡ウレタン樹脂を用いた土壌改良材を、土中に直接混ぜ込む(以下「ナテルン」という。)ことで、クッション性を向上させながら、植物の生育を向上させることを目的としております。

当事業年度は、ナテルンを混合した土壌に植えた芝生は、夏季でも灌水頻度が極めて少ない状態でも生育可能である事が確認されました。

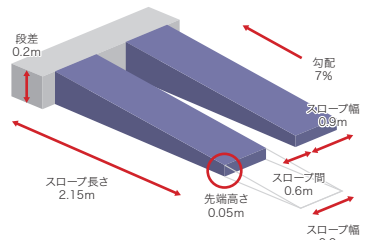
またナテルンの研究を応用し、植物を直接植え込む(商品名：テラタン)ことで、水槽内で植物を生育させる基盤材を新たに開発しました。



3. 応急復旧PJ

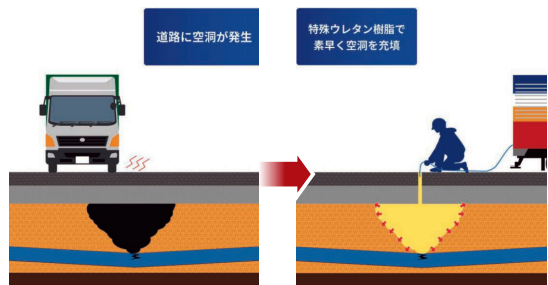
特許第6811524号

地震などの災害で、大きな段差が生じてしまった道路を、応急的に復旧する工法です。道路に発生した段差に高強度ウレタン樹脂を吹付け、表面をスロープ状に硬化させることで、段差を解消し、緊急車両等の通行を短時間で可能とすることを目的としております。EE東北'21(展示会)にて『応急復旧工法ダンタン』を発表しました。



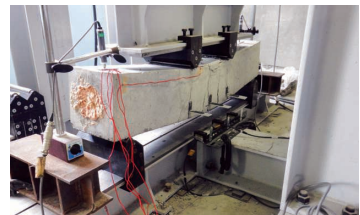
4. ブラストPJ 特許第6470886号

ウレタン生成時に第三の物質を混入させることで、生成時の科学反応熱を低く抑えることが可能となり、大規模な空洞部の充填工事が容易に行えるようになりました。昨今、道路の陥没事故が多数発生しており、道路下の空洞を充填する工法を確立することを目的としております。



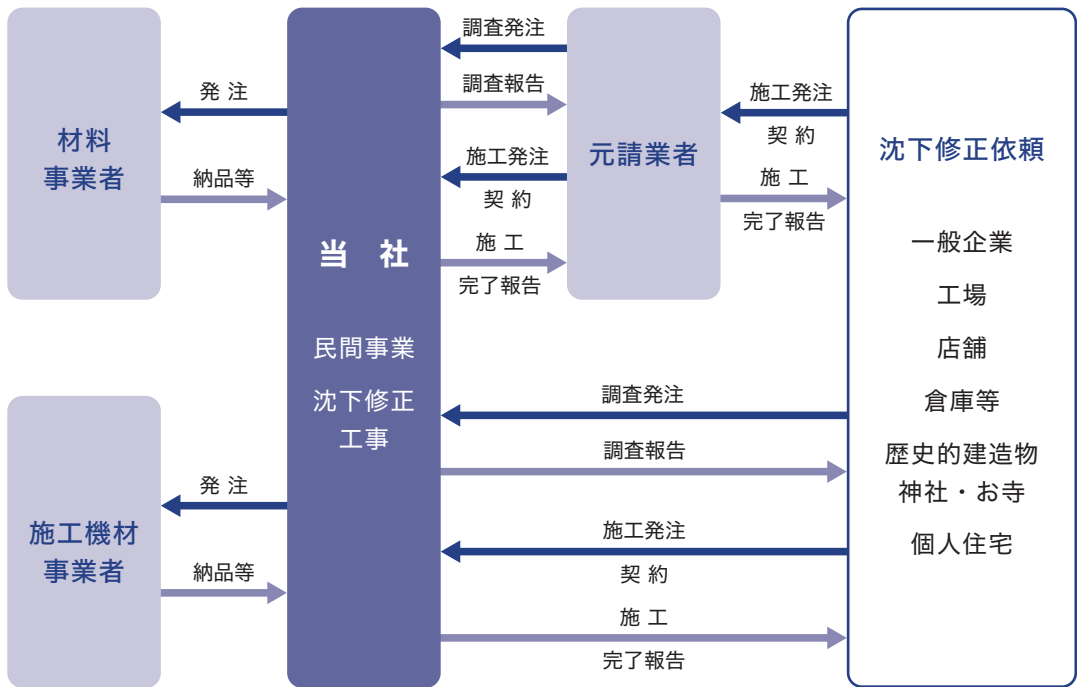
5. 電柱PJ

社会的需要の増加に対応し、自然災害対策の1つである電柱の補強について、ウレタンを使用した補強研究を継続しております。電柱内部の中空部にウレタン樹脂を充填することで電柱を倒壊しにくくすることを目的としております。

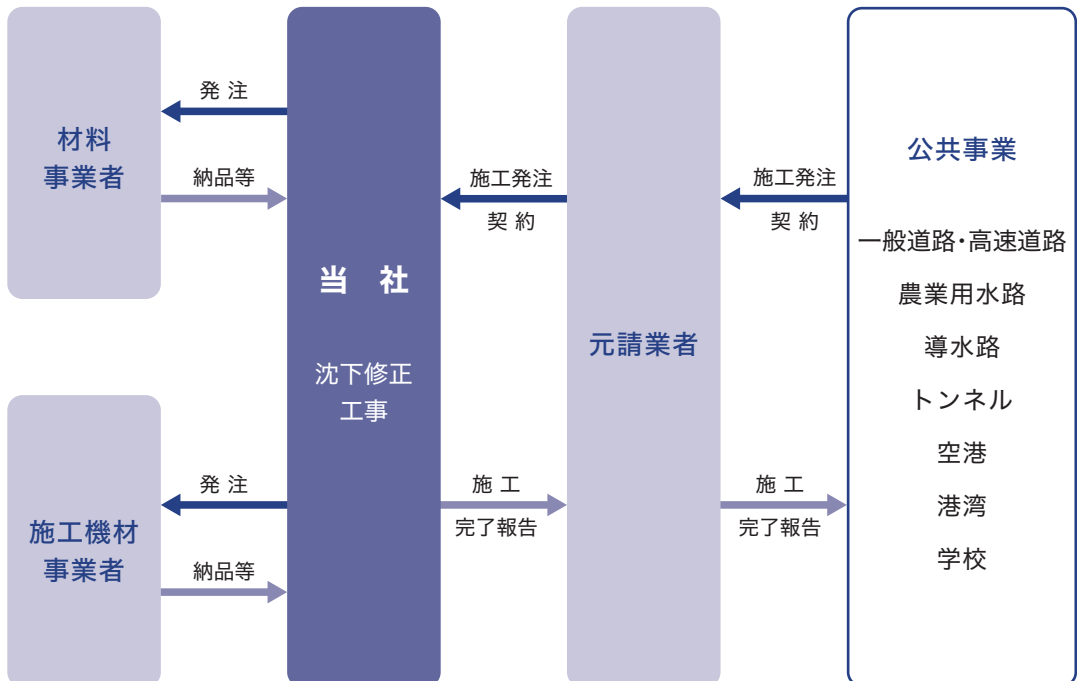


7 事業系統図

事業系統図(民間事業)



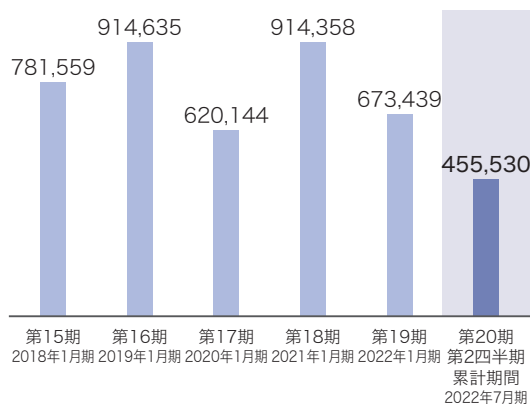
事業系統図(公共事業)



8 業績等の推移

売上高

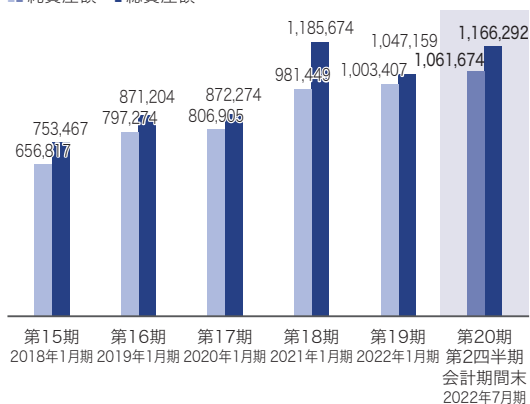
(千円)



純資産額／総資産額

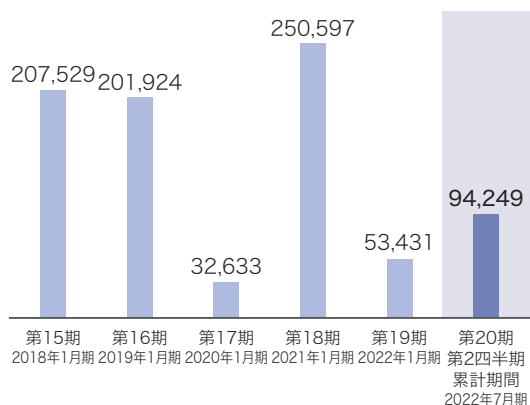
(千円)

■ 純資産額 ■ 総資産額



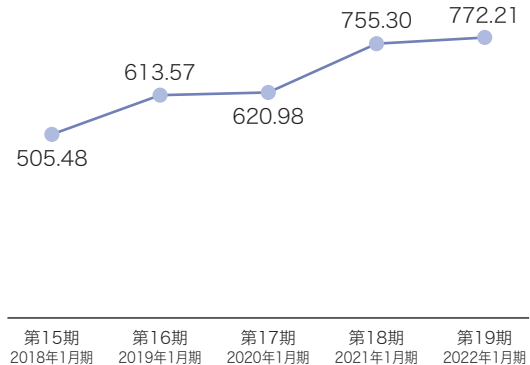
経常利益

(千円)



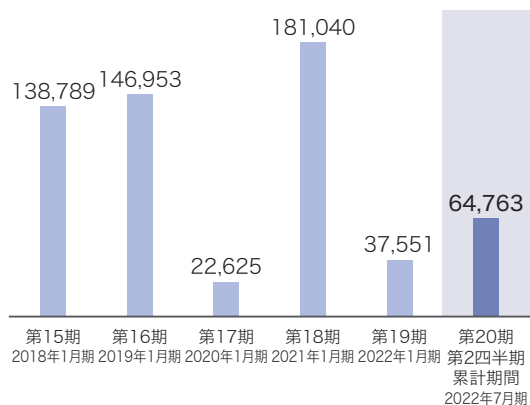
1株当たり純資産額

(円)



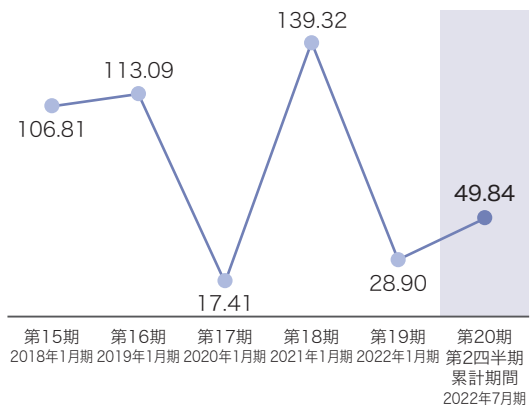
当期(四半期)純利益

(千円)



1株当たり当期(四半期)純利益金額

(円)



(注) 当社は2017年6月24日付けで普通株式1株につき10株の割合で、2018年7月4日付けで普通株式1株につき20株の割合で、株式分割を行っております。なお、第15期、第16期及び第17期の数値(1株当たりの配当額についてはすべての数値)については、みおぎ監査法人の監査を受けておりません。

目 次

	頁
【表紙】	1
第一部 【証券情報】	2
第1 【募集要項】	2
1 【新規発行株式】	2
2 【募集の方法】	3
3 【募集の条件】	4
4 【株式の引受け】	5
5 【新規発行による手取金の使途】	5
第2 【売出要項】	7
1 【売出株式(引受人の買取引受による売出し)】	7
2 【売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)】	8
3 【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】	9
4 【売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)】	9
【募集又は売出しに関する特別記載事項】	10
第二部 【企業情報】	12
第1 【企業の概況】	12
1 【主要な経営指標等の推移】	12
2 【沿革】	14
3 【事業の内容】	15
4 【関係会社の状況】	20
5 【従業員の状況】	20
第2 【事業の状況】	21
1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】	21
2 【事業等のリスク】	23
3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	28
4 【経営上の重要な契約等】	34
5 【研究開発活動】	35
第3 【設備の状況】	37
1 【設備投資等の概要】	37
2 【主要な設備の状況】	37
3 【設備の新設、除却等の計画】	37

第4	【提出会社の状況】	38
1	【株式等の状況】	38
2	【自己株式の取得等の状況】	40
3	【配当政策】	40
4	【コーポレート・ガバナンスの状況等】	41
第5	【経理の状況】	50
1	【財務諸表等】	51
第6	【提出会社の株式事務の概要】	93
第7	【提出会社の参考情報】	94
1	【提出会社の親会社等の情報】	94
2	【その他の参考情報】	94
第四部	【株式公開情報】	95
第1	【最近2年間の株式の月別売買高】	95
第2	【最近2年間の月別最高・最低株価】	96
	監査報告書	巻末

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2022年11月24日
【会社名】	アップコン株式会社
【英訳名】	UPCON CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 松藤 展和
【本店の所在の場所】	神奈川県川崎市高津区坂戸三丁目2番1号KSP東棟611
【電話番号】	044-820-8120(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 管理本部本部長 和田 進一
【最寄りの連絡場所】	神奈川県川崎市高津区坂戸三丁目2番1号KSP東棟611
【電話番号】	044-820-8120(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 管理本部本部長 和田 進一
【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集(売出)金額】	募集金額 ブックビルディング方式による募集 108,800,000円 売出金額 (引受人の買取引受による売出し) ブックビルディング方式による売出し 149,760,000円 (オーバーアロットメントによる売出し) ブックビルディング方式による売出し 40,960,000円 (注) 募集金額は、有価証券届出書提出時における見込額(会社法上の払込金額の総額)であり、売出金額は、有価証券届出書提出時における見込額であります。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部 【証券情報】

第 1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数(株)	内容
普通株式	100,000(注)2	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株です。

- (注) 1. 2022年11月24日開催の取締役会決議によっております。
2. 発行数については、2022年12月6日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。
3. 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号

2 【募集の方法】

2022年12月15日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者(以下「第1 募集要項」において「引受人」という。)は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(発行価格)で募集(以下「本募集」という。)を行います。引受価額は2022年12月6日開催予定の取締役会において決定される会社法上の払込金額以上の価額となります。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社名古屋証券取引所(以下「取引所」という。)の定める「有価証券上場規程施行規則」第256条に規定するブックビルディング方式(株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売却価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。)により決定する価格で行います。

区分	発行数(株)	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
入札方式のうち入札による募集	—	—	—
入札方式のうち入札によらない募集	—	—	—
ブックビルディング方式	100,000	108,800,000	58,880,000
計(総発行株式)	100,000	108,800,000	58,880,000

- (注) 1. 全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。
2. 上場前の公募増資を行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
3. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、有価証券届出書提出時における見込額であります。
4. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金であり、2022年月11月24日開催の取締役会決議に基づき、2022年12月15日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額(見込額)の2分の1相当額を資本金に計上することを前提として算出した見込額であります。
5. 有価証券届出書提出時における想定発行価格(1,280円)で算出した場合、本募集における発行価格の総額(見込額)は128,000,000円となります。
6. 本募集並びに「第2 売出要項 1 売出株式(引受人の買取引受による売出し)」及び「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)」における「引受人の買取引受による売出し」にあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第2 売出要項 3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照下さい。
7. 本募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

3 【募集の条件】

(1) 【入札方式】

① 【入札による募集】

該当事項はありません。

② 【入札によらない募集】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

発行価格 (円)	引受価額 (円)	払込金額 (円)	資本 組入額 (円)	申込株数 単位(株)	申込期間	申込 証拠金 (円)	払込期日
未定 (注) 1	未定 (注) 1	未定 (注) 2	未定 (注) 3	100	自 2022年12月16日(金) 至 2022年12月21日(水)	未定 (注) 4	2022年12月23日(金)

- (注) 1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。
発行価格は、2022年12月6日に仮条件を決定し、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、2022年12月15日に引受価額と同時に決定する予定であります。
仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定であります。
需要の申込みの受付に当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。
2. 払込金額は、会社法上の払込金額であり、2022年12月6日開催予定の取締役会において決定される予定であります。また、「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と会社法上の払込金額及び2022年12月15日に決定される予定の引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
3. 資本組入額は、1株当たりの増加する資本金であります。なお、2022年11月24日開催の取締役会において、増加する資本金の額は、2022年12月15日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする事、及び増加する資本準備金の額は資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする旨、決議しております。
4. 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。
5. 株式受渡期日は、2022年12月26日(月)(以下「上場(売買開始)日」という。)の予定であります。本募集に係る株式は、株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。
6. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。
7. 申込み在先立ち、2022年12月8日から2022年12月14日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更または撤回することが可能であります。
販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。
引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については引受人の店頭における表示またはホームページにおける表示等をご確認下さい。
8. 引受価額が会社法上の払込金額を下回る場合は新株式の発行を中止いたします。

① 【申込取扱場所】

後記「4 株式の引受け」欄記載の引受人の全国の本支店及び営業所で申込みの取扱いをいたします。

② 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三井住友銀行 溝の口支店	神奈川県川崎市高津区溝口一丁目9番1号

(注) 上記の払込取扱場所での申込みの取扱いは行いません。

4 【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
Jトラストグローバル証券株式会社	東京都新宿区西新宿六丁目8番1号	未定	1. 買取引受けによります。 2. 引受人は新株式払込金として、2022年12月23日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。 3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
岡三証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目17番6号		
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1号		
東海東京証券株式会社	愛知県名古屋市中村区名駅四丁目7番1号		
楽天証券株式会社	東京都港区南青山二丁目6番21号		
マネックス証券株式会社	東京都港区赤坂一丁目12番32号		
水戸証券株式会社	東京都文京区小石川一丁目1番1号		
計	—	100,000	—

(注) 1. 2022年12月6日開催予定の取締役会において各引受人の引受株式数が決定される予定であります。

2. 上記引受人と発行価格決定日(2022年12月15日)に元引受契約を締結する予定であります。

3. 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
117,760,000	8,000,000	109,760,000

- (注) 1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格(1,280円)を基礎として算出した見込額であります。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)は含まれておりません。
3. 引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。

(2) 【手取金の使途】

上記の差引手取概算額109,760千円については、①広告宣伝費、②設備投資、③人材の採用・育成費用に充当する予定であります。

①広告宣伝費用

当社は、当社独自の沈下修正工法である「アップコン工法」による沈下修正事業を主力事業として展開しております。当該事業を発展させるためには「アップコン工法」並びに「FRT工法」の認知拡大・知名度向上による顧客獲得が重要であると考えており、そのためには、これまで以上に広告宣伝に注力する必要があると認識しております。

展示会への出展、ホームページのリニューアル、メディア出演等の広告宣伝費として40,687千円(2023年1月期; 6,800千円、2024年1月期; 33,887千円)を充当する予定です。

②設備投資

展示会における広告宣伝効果を高めるために展示会で使用する模型の制作、及び受注拡大に備え施工能力の拡充のための施工設備への投資として39,073千円(2024年1月期; 39,073千円)を充当する予定です。

③人材の採用、育成

施工能力の拡大、管理部門の強化のための人員の採用、及び育成費用として30,000千円(2024年1月期; 30,000千円)を充当する予定です。

なお、調達額が予定より増額となった場合には、事業拡大のための運転資金に充当する方針であります。

上記調達資金は、具体的な充当時期まで、または具体的な資金需要が発生し、支払い時期が決定するまでは、安全性の高い金融商品等で運用していく方針であります。

- (注) 設備資金の内容については、「第二部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画」の項をご参照下さい

第2 【売出要項】

1 【売出株式(引受人の買取引受による売出し)】

2022年12月15日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し) (2) ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者(以下「第2 売出要項」において「引受人」という。)は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(売出価格、発行価格と同一の価格)で売出し(以下「引受人の買取引受による売出し」という。)を行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数(株)		売出価額の総額(円)	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
—	入札方式のうち入札による売出し	—	—	—
—	入札方式のうち入札によらない売出し	—	—	—
普通株式	ブックビルディング方式	117,000	149,760,000	神奈川県川崎市高津区 松藤 展和 100,000株 神奈川県川崎市高津区溝口1-15-3 アクアプレコン株式会社 17,000株
計(総売出株式)	—	117,000	149,760,000	—

- (注) 1. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
2. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、引受人の買取引受による売出しも中止いたします。
3. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格(1,280円)で算出した見込額であります。
4. 売出数等については今後変更される可能性があります。
5. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)3.に記載した振替機関と同一であります。
6. 本募集並びに引受人の買取引受による売出しにあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照下さい。
7. 引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

2 【売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)】

(1) 【入札方式】

① 【入札による売出し】

該当事項はありません。

② 【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	引受価額 (円)	申込期間	申込株数 単位(株)	申込 証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び氏名 又は名称	元引受契約 の内容
未定 (注) 1 (注) 2	未定 (注) 2	自 2022年 12月16日(金) 至 2022年 12月21日(水)	100	未定 (注) 2	引受人の本店及び 全国各支店	東京都新宿区西新宿六丁目 8番1号 Jトラストグローバル証券 株式会社	未定 (注) 3

- (注) 1. 売出価格の決定方法は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 1. と同様であります。
2. 売出価格及び申込証拠金は、本募集における発行価格及び申込証拠金とそれぞれ同一となります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
引受人の買取引受による売出しにおける引受価額は、本募集における引受価額と同一となります。
3. 引受人の引受価額による買取引受によることとし、その他元引受契約の内容、売出しに必要な条件は、売出価格決定日(2022年12月15日)に決定する予定であります。
なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
4. 上記引受人と売出価格決定日に元引受契約を締結する予定であります。
5. 株式受渡期日は、上場(売買開始)日の予定であります。引受人の買取引受による売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。
6. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。
7. 上記引受人の販売方針は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 7. に記載した販売方針と同様であります。

3 【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】

種類	売出数(株)		売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者の住所及び 氏名又は名称
—	入札方式のうち入札 による売出し	—	—	—
—	入札方式のうち入札 によらない売出し	—	—	—
普通株式	ブックビルディング 方式	32,000	40,960,000	東京都新宿区西新宿六丁目8番1号 Jトラストグローバル証券株式会社 32,000株
計(総売出株式)	—	32,000	40,960,000	—

- (注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、Jトラストグローバル証券株式会社が行う売出しであります。したがってオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。
2. オーバーアロットメントによる売出しに関連して、Jトラストグローバル証券株式会社は、名古屋証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。
なお、その内容については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. グリーンシュエアオプションとシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。
3. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
4. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
5. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格(1,280円)で算出した見込額であります。
6. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)3.に記載した振替機関と同一であります。

4 【売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)】

(1) 【入札方式】

① 【入札による売出し】

該当事項はありません。

② 【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	申込期間	申込株数 単位(株)	申込 証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は 名称	元引受契 約の内容
未定 (注)1	自 2022年 12月16日(金) 至 2022年 12月21日(水)	100	未定 (注)1	Jトラストグローバル 証券株式会社の本店及 び全国各支店	—	—

- (注) 1. 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一とし、売出価格決定日(2022年12月15日)に決定する予定であります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
2. 株式受渡期日は、引受人の買取引受による売出しにおける株式受渡期日と同じ上場(売買開始)日の予定であります。オーバーアロットメントによる売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。
3. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。
4. Jトラストグローバル証券株式会社の販売方針は、「第2 売出要項 2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し) (2) ブックビルディング方式」の(注)7.に記載した販売方針と同様であります。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1. 名古屋証券取引所ネクスト市場への上場について

当社は、「第1 募集要項」における新規発行株式及び「第2 売出要項」における売出株式を含む当社普通株式について、Jトラストグローバル証券株式会社を主幹事会社として、名古屋証券取引所ネクスト市場への上場を予定しております。

なお、2021年7月21日付でTOKYO PRO Marketに上場しておりますが、名古屋証券取引所ネクスト市場への上場（売買開始）日の前日（2022年12月25日（日））付でTOKYO PRO Marketについて上場廃止となる予定です。

TOKYO PRO Marketについて上場廃止となるまでの間、当社普通株式はTOKYO PRO Marketにおいて上場銘柄として取り扱われますが、TOKYO PRO Marketにおける当社普通株式の取引状況、及び本書提出日現在の当社の株主（ただし、「社債、株式等の振替に関する法律」第131条第3項に定める「特別口座」に所有株式が振替えられており、TOKYO PRO Marketにて当社普通株式の売却及び売却に係る注文等を行わない蓋然性が高い株主として主幹事会社が認める株主は除く。）が本書提出日から名古屋証券取引所ネクスト市場への上場（売買開始）日の前日までの期間中、当社普通株式の売却及び売却に係る注文等を行わない旨を約束している点（詳細につきましては、後記「3. ロックアップについて(1)」をご参照下さい。）等を勘案し、本募集については、発行価格及び売出価格決定日時時点のTOKYO PRO Marketにおける当社普通株式の終値を基準とした発行価格及び売出価格の決定は行わず、取引所の定める「有価証券上場規程施行規則」第256条に規定するブックビルディング方式により決定する予定です。

2. グリーンシュエアプションとシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主である松藤展和(以下「貸株人」という。)より借入れる株式であります。これに関連して、主幹事会社は、32,000株を上限として貸株人より追加的に当社株式を取得する権利（以下「グリーンシュエアプション」という。）を、2023年1月17日を行使期限として貸株人より付与される予定であります。

また、主幹事会社は、上場（売買開始）日から2023年1月17日までの間、オーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とし、貸株人から借受けている株式の返還に充当するために、名古屋証券取引所においてシンジケートカバー取引を行う場合があります。

主幹事会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式については、グリーンシュエアプションを行使しない予定であります。

また、シンジケートカバー取引期間内においても、主幹事会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わないか、又は買い付けた株式数が上限株式数に達しなくともシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

3. ロックアップについて

(1) TOKYO PRO Marketにおける当社普通株式の取引（気配表記を含む。）がブックビルディング方式による発行価格及び売出価格の決定に影響を及ぼすおそれを可及的に排除する観点から、本募集並びに引受人の買取引受による売出しに関連して、当社役員かつ貸株人である松藤展和、当社役員である飯塚朋子、桑田豪、江間哲郎、川口宏二、当社大株主であるアクアプレコン株式会社、松藤真弓、松藤花梨、松藤南輝、千家道恵その他6名の計16名は、Jトラストグローバル証券株式会社（主幹事会社）に対し、本書提出日から当社普通株式に係るTOKYO PRO Marketからの上場廃止予定日である2022年12月25日までの期間中は、本書提出日現在に自己の計算で保有する当社普通株式の売却等又はこれらに係る注文を行わない旨を約束しております。

(2) 本募集並びに引受人の買取引受による売出しに関連して、当社役員かつ貸株人である松藤展和、当社役員である飯塚朋子、桑田豪、江間哲郎、川口宏二、当社大株主であるアクアプレコン株式会社、松藤真弓、松藤花梨、松藤南輝、千家道恵は、主幹事会社に対し、当社普通株式の名古屋証券取引所ネクスト市場上場（売買開始）日（当日を含む）後180日目の2023年6月23日までの期間（以下「ロックアップ期間」という。）中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却（ただし、引受人の買取引受による売出し、オーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと及びグリーンシューオプションの対象となる当社普通株式を主幹事会社が取得すること等は除く。）等を行わない旨合意しております。

また、当社は主幹事会社に対し、ロックアップ期間中は主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換若しくは交換される有価証券の発行または当社株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行（ただし、本募集、株式分割、ストックオプションとしての新株予約権等を除く。）等を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容を一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

第二部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第15期	第16期	第17期	第18期	第19期
決算年月	2018年1月	2019年1月	2020年1月	2021年1月	2022年1月
売上高 (千円)	781,559	914,635	620,144	914,358	673,439
経常利益 (千円)	207,529	201,924	32,633	250,597	53,431
当期純利益 (千円)	138,789	146,953	22,625	181,040	37,551
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—	—	—	—
資本金 (千円)	43,000	43,000	43,000	43,000	43,000
発行済株式総数 (株)	64,970	1,299,400	1,299,400	1,299,400	1,299,400
純資産額 (千円)	656,817	797,274	806,905	981,449	1,003,407
総資産額 (千円)	753,467	871,204	872,274	1,185,674	1,047,159
1株当たり純資産額 (円)	10,109.56	613.57	620.98	755.30	772.21
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額) (円)	100 (—)	10 (—)	5 (—)	12 (—)	5 (—)
1株当たり当期純利益 (円)	2,136.20	113.09	17.41	139.32	28.90
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	87.2	91.5	92.5	82.7	95.8
自己資本利益率 (%)	23.6	20.2	2.8	20.2	3.8
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	33.74
配当性向 (%)	4.7	8.8	28.7	8.6	17.3
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	360,200	△170,782
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	△102,494	△150,000
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	△6,991	△15,592
現金及び現金同等物 の期末残高 (千円)	—	—	—	855,670	519,295
従業員数 (外、平均臨時 雇用者数) (人)	35 [—]	40 [—]	39 [—]	44 [—]	44 [—]

- (注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る経営指標等の推移については、記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 持分法を適用した場合の投資利益については、当社は関連会社を有していないため記載しておりません。
4. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
5. 第15期、第16期、第17期及び第18期の株価収益率は、当社株式が非上場であるため記載しておりません。第19期の株価収益率はTOKYO PRO Marketの株価に基づいて記載しております。
6. 第15期、第16期及び第17期についてはキャッシュ・フロー計算書を作成しておりませんので、キャッシュ・フローに係る各項目については記載しておりません。
7. 第18期及び第19期の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、みおぎ監査法人により監査を受けております。なお、第15期、第16期及び第17期については、「会社計算規則」(平成18年法務省令第13号)の規定に基づき算出した各数値を記載しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づいた、監査を受けておりません。
8. 当社は2017年5月21日開催の取締役会決議により、2017年6月24日付けで普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っておりますが、第15期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。また、2018年6月14日開催の取締役会決議により、2018年7月4日付けで普通株式1株につき20株の割合で株式分割を行っておりますが、第16期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。
9. 当社は2017年6月24日付けで普通株式1株につき10株の割合で、2018年7月4日付けで普通株式1株につき20株の割合で、株式分割を行っております。
- そこで、株式会社名古屋証券取引所の引受担当責任者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書(Iの部)』の作成上の留意点について」(平成20年4月4日付名証自規G第8号)に基づき、第15期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると以下のとおりとなります。なお、第15期、第16期及び第17期の数値(1株当たりの配当額についてはすべての数値)については、みおぎ監査法人の監査を受けておりません。

回次		第15期	第16期	第17期	第18期	第19期
決算年月		2018年1月	2019年1月	2020年1月	2021年1月	2022年1月
1株当たり純資産額	(円)	505.48	613.57	620.98	755.30	772.21
1株当たり当期純利益	(円)	106.81	113.09	17.41	139.32	28.90
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	(円)	—	—	—	—	—
1株当たり配当額 (うち1株当たりの中間配当額)	(円)	5 (-)	10 (-)	5 (-)	12 (-)	5 (-)

2 【沿革】

当社の設立以降、現在に至るまでの沿革は、以下のとおりであります。

年月	概要
2003年6月	土木工事業及び建築工事業として、アップコン有限会社を神奈川県川崎市高津区末長に資本金300万円で設立
2004年2月	神奈川県川崎市高津区坂戸三丁目2番1号かながわサイエンスパークへ移転 アップコン株式会社に組織変更し、資本金1,000万円に増資
2005年11月	ISO9001の認証取得
2006年2月	資本金2,000万円に増資
2007年4月	資本金3,000万円に増資
2008年7月	ISO14001の認証取得
2008年9月	資本金3,500万円に増資
2010年1月	資本金3,800万円に増資
2013年3月	「地盤改良方法」特許取得(特許第5227085号)
2015年10月	「土壌改良方法および緑化方法」特許取得(特許第5813969号)
2017年2月	資本金4,300万円に増資
2017年5月	ISO27001の認証取得
2018年3月	「沈下した地盤上のコンクリート版を修正する方法」特許取得(特許第6302611号)
2018年5月	「空洞充填によるトンネルの補修方法」特許取得(特許第6337375号)
2018年12月	「沈下した地盤上のコンクリート版の傾きを修正する方法」特許取得(特許第6456556号)
2019年1月	「港湾の地盤を改良する方法」特許取得(特許第6470886号)
2019年6月	「布基礎の不等沈下を修正する方法」特許取得(特許第6543476号)
2021年1月	「路面の不具合による車両の交通障害を応急的に解消させる方法」特許取得(特許第6811524号)
2021年7月	株式会社東京証券取引所 TOKYO PRO Market市場へ上場

3 【事業の内容】

当社は、「健康第一」「安全第一」「家庭第一」という基本理念のもと、スピードと環境を重視した経営を行い、社会貢献度の高い研究開発型企業となることを経営方針としています。工場・倉庫・店舗や、一般の住宅などの建物において、地盤の不同沈下(注1)を原因として生じたコンクリート床の沈下・傾き・段差・空隙を完全ノンフロン(注2)のウレタン樹脂、及び小型機械を用いた独自の「アップコン工法」によって修正する施工を主力事業として展開しております。

従来、コンクリート床の沈下修正時には、既設のコンクリートを取り壊し、新たなコンクリート床を打設するコンクリート打替え工法などが用いられてきましたが、アップコン工法では、既設のコンクリート床を破壊するなど、大規模な解体工事が不要であり、また、機械や荷物の撤去・移動・引っ越し作業も必要としないことから、操業を止めることなく短期間でコンクリート床の傾きを修正することを可能としております。

その他、アップコン工法を応用した技術を用いて、主に公共工事として、道路や空港に生じた段差の修正や空隙充填なども行っております。

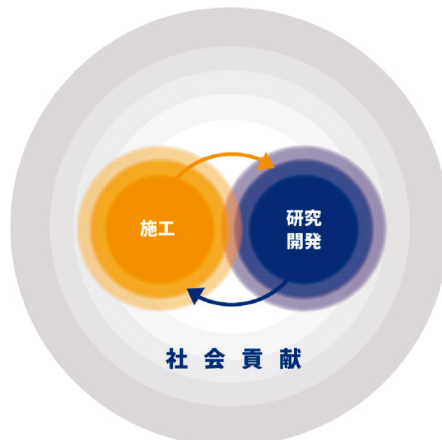
また、当社では新たな事業展開推進のため、多数のプロジェクトを進行させ、常に発泡ウレタンの新規応用分野の研究開発を継続しており、2015年には、産官学連携で共同開発した、工法を用いた施工(農業用に用いられている水路トンネルの維持・補修に係る施工)の事業化に成功しております。

軟弱地盤の多いわが国において、ウレタン樹脂を使用した沈下修正工事を行うことで、暮らしやすい社会を築くとともに、大量生産、大量消費を特徴としてきたこれまでの「フロー型社会」から、住宅や、橋・道路などの社会インフラを長持ちさせることによって、持続可能で豊かな社会を実現する「ストック型社会」の形成に貢献するために社会貢献度の高い研究・開発企業を目指しております。

当社は、硬質発泡ウレタン樹脂(注3)の新規応用分野への研究開発に取り組むことで、自ら市場を創りながら事業を開拓していくサイクルを目指す研究開発型企業を目指しております。

- (注) 1. 構造物に生ずる沈下量のうち、対象とする領域の最大沈下量と最小沈下量との差を不同沈下もしくは、不等沈下という。
2. 日本工業規格(JIS) A9526 : 2015において、オゾン破壊係数(ODP)が0、かつ、地球温暖化係数(GWP)が50未満である発泡剤ハイドロフルオロオレフィン(HFO)を使用した処方技術では、ハイドロフルオロオレフィン(HFO)はフロン類には該当しないと明記されている。
3. A液(ポリオール)とB液(ポリイソシアネート)の2液により、短時間で液体→クリーム状態→ゲル状態→固体と化学反応により状態を変えながら形成される樹脂。

アップコンのビジネスモデル



当社は、沈下修正事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はいたしません。以下に施工対象別に「民間事業」と「公共事業」の二つの区分に分けて事業内容を記載いたします。

1. 具体的ビジネス

(1) 民間事業

企業の生産・販売活動の拠点である工場、倉庫、店舗のほか、一般の住宅など、地震や地盤沈下で傾いたコンクリート床を修正いたします。

① 工場・倉庫・店舗

工場床下に空洞が発生、装置が振動し不良品率が増加、倉庫の床が傾き荷物が積み上げられない、段差でフォークリフトの走行が困難、といったこれらの原因である傾いたコンクリート床を業務・操業を止めずに床の沈下修正を行います。

② 住宅等

地震や地盤沈下によって発生した住宅の傾きを、基礎下にウレタン樹脂を注入し基礎から傾きを修正するものです。住人は住宅に居住したまま、引越しや荷物の移動も必要ありません。

③ その他

施工に先立っての調査、マンションのエントランス及び事務所等の沈下修正工事が含まれます。

(2) 公共事業

わが国の農業用水路、道路、空港等の老朽化した社会インフラの機能回復に資するために各研究開発プロジェクト(既存工法への応用技術を含む)により開発された技術を新規事業として公共工事に展開したものです。

① 農業用水路・導水路トンネルウレタン空洞充填工事

小規模断面トンネルに特化して研究開発され、老朽化などによって発生したトンネル覆工背面の空洞にウレタン樹脂を充填させることで農業用水路などの突発的な崩壊を防止する、小規模断面トンネルの維持・補修を行う工事です。

② 道路・橋梁部踏み掛け版等の空洞・空隙充填工事

高速道路・国道等多用されているコンクリート舗装版に生じた様々な変状(沈下/段差・バタつき・空洞/空隙)を専用に開発した高強度ウレタン樹脂を使用して、開削せずに短工期で修正します。短工期であるため、交通規制の早期規制開放を実現する工法です。

また、変状を修正するだけでなく表層路盤のゆるみも解消出来る工事です。

③ 港湾

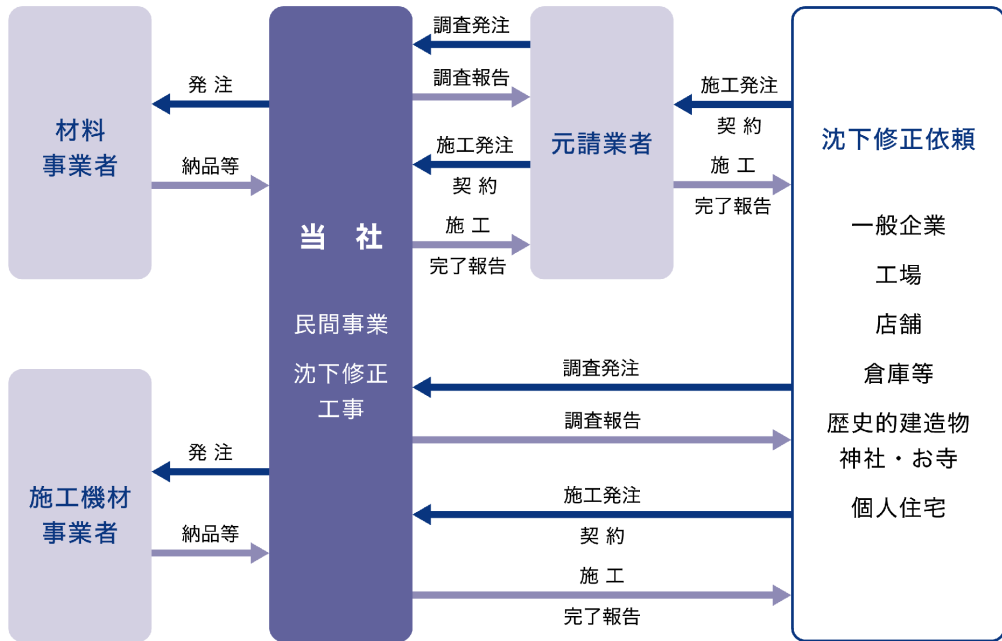
地震によって生じた港湾の岸壁部の路盤の段差やコンテナターミナル内のRTG(タイヤ式門型クレーン)走行路盤に生じた沈下を夜間工事のみなど短工期で修正出来る工事です。

④ その他

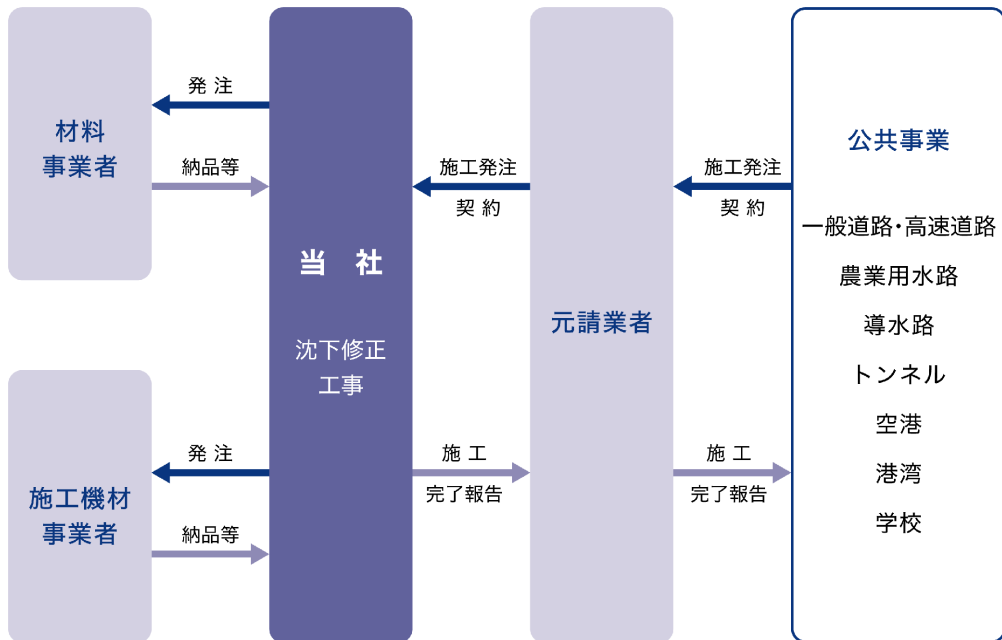
地盤沈下や地震によって生じた空港エプロンの段差・沈下、防衛施設及び学校体育館のステージのたわみや床の傾きをウレタン樹脂を使用して短工期で修正する工事です。

[事業系統図]

事業系統図(民間事業)



事業系統図(公共事業)



2. 工法について

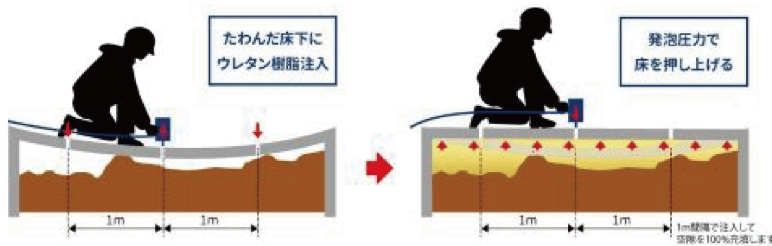
(1) アップコン工法(コンクリート床スラブ(注)沈下修正工法)

沈下・段差・傾き・空隙などが生じた既設コンクリート床に、1 m間隔で直径16mmの小さな穴を開け、ウレタン樹脂を注入します。ウレタン樹脂は、短時間で発泡し、その圧力でコンクリート床を床下から押し上げて傾きや段差などを修正します。

ウレタン樹脂の注入は、既設コンクリート床の高さを計測機器で常時ミリ単位で監視しながら行い、樹脂の最終強度は約60分で発現します。床下に空隙が発生している場合、同じ方法でウレタンを注入、ウレタン自らが発泡する特性によって、狭い隙間でも入り込み空隙を充填することが可能です。

(注) コンクリート床スラブとは、鉄筋コンクリート造(RC造)のコンクリート床、を意味する言葉。

[施工イメージ図]



アップコン工法の特長

- 従来工法(コンクリート打替え)と比較して工期 1/10
- 業務・操業を止めずに施工が可能
- 環境に安全なノンフロンウレタン樹脂を使用
- 自社の技術部社員が行う信頼性と精度が高い施工
- 施工機材一式がコンパクト(少ないスペースで施工が可能)



環境に安全な完全ノンフロンウレタン樹脂を用途別に開発し使用している



精度の高い技術により、ミリ単位で常時レベル確認をしながら施工をおこなう



技術と資格を持った自社スタッフで安心対応



コンパクトで機動性が高い、資機材一式を搭載した施工プラント車

(2) 農業用水路トンネル機能回復加圧式ウレタン充填工法

(Functional Restoration Technologies for Agricultural Ditch Tunnels : 以下「FRT工法」という。)

「FRT工法」とは、日本全国の農業用水路・導水路など、老朽化によりトンネルの覆工背面に生じた空隙を硬質発泡ウレタンで埋める補修工事によって、トンネルの崩壊を防ぎ、壊さずに延命化を図ることを目的としております。

① FRT工法開発の経緯

高度成長期に整備された農業用水路トンネルでは、覆工背面に空洞が発生したり、空洞が原因でトンネルの側面にひび割れが生じるなど、その多くが老朽化の危機を迎えております。これらインフラ施設の老朽化対策として、当社、アキレス株式会社、岡三リビック株式会社、株式会社ジオデザインの4社で研究会を立ち上げ、島根大学、石川県立大学の協力のもと、農林水産省の2010年度～2012年度の官民連携新技術研究開発事業を活用し、従来の改修工事に拠らずにトンネルが有する本来の機能を回復する「FRT工法」を開発し、2016年1月期事業化に成功しております。

農水路のトンネルの施工が可能であるのは、農水路の水が止まる期間(11月から2月)のみとなっております。従来の方法では、施工にあたって規模が大きい設備を必要としていたことから、電気設備を引くだけで2週間程度(設置—撤去に約1か月)かかってしまい、施工に時間をかけることができませんでしたが、当社が使用するコンパクトなウレタン注入機を用いることで、大掛かりな設備が不要となり、施工までの準備期間が大幅に短縮されております。

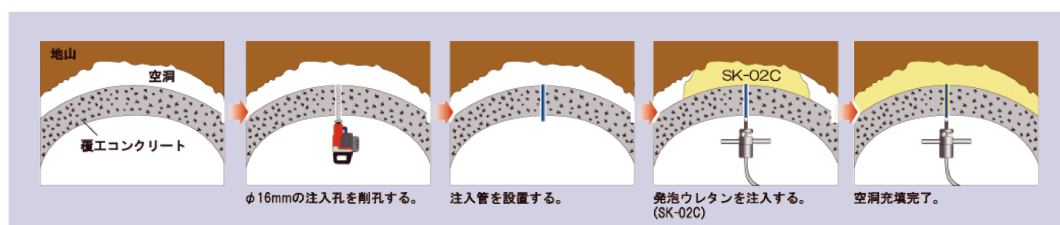
② 施工の概要

トンネルはアーチ状で全方向から一定の同じ力がかかっていないと崩れてしまう構造(アーチアクション)となっておりますが、当該工法は、地盤が緩んで発生した空洞を充填し、なおかつ、上部から圧力を加えてトンネルの形状をもとに戻す(機能を回復させる)ことを目的としております。

FRT工法の概要

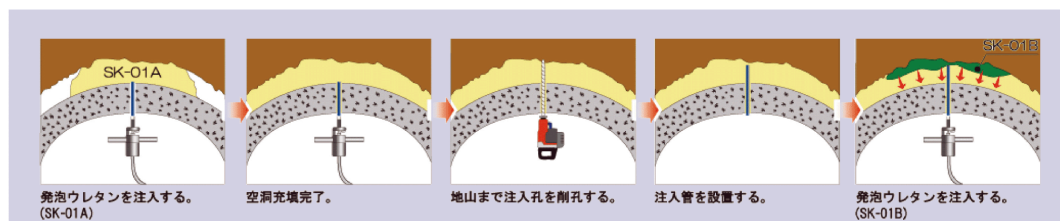
空洞充填工

地山の安定や覆工の偏荷重を防止するため、覆工コンクリートと地山の間に発生した空洞に空洞充填用発泡ウレタン(SK-02C)を注入充填する。



加圧式裏込注入工

空洞充填用発泡ウレタン(SK-01A)を注入充填した後、加圧注入用発泡ウレタン(SK-01B)を注入し、周辺土圧を均等化することで、覆工コンクリートに生じたクラックの原因である引張応力を減少させる。



4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

2022年10月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
44	35.1	7.0	5,059

- (注) 1. 従業員数は就業人員数であります。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 当社は沈下修正事業の単一セグメントであるため、セグメント別の従業員数の記載を省略しております。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において、当社が判断したものであります。

(1) 経営方針

「健康第一」「安全第一」「家庭第一」を基本理念としスピードと環境を重視した経営を行い、社会貢献度の高い研究・開発型企業となることを目指します。

(2) 目標とする経営指数

当社は収益性を重視し、「売上総利益率」と「売上高経常利益率」を重要な経営指数として位置づけております。経営効率の重視、原価削減により利益率の向上を目標とし利益率の確保に取り組んでまいります。

(3) 経営戦略等

今後の継続的な成長を確たるものにするためには、さらに、新たな柱となる事業を育成し、収益獲得手段の多様化を図ることが必要であると考えております。そのため、当社では技術部を中心として、ウレタン樹脂を用いた新技術の開発を継続していく方針であります。また技術部社員による自社施工を強みとしている当社にとって、人員の確保やチーム全員が万全な態勢を整えておくことが必要であり、「社員の健康は、経営の安定・企業価値を向上させる」と考えております。そのため、当社では代表取締役社長直轄の健康活動倶楽部を2016年2月に発足しており、今後も継続していく方針であります。更に専門誌・雑誌・テレビ等のマスコミ、展示会出展、説明会等の広報活動により、当社の知名度、及びアップコン工法の競合他社に対する優位性の周知確立に取り組み、企業価値の向上を目指したブランディング化への取り組みも引き続き行ってまいります。

(4) 経営環境

わが国は世界的にみても地震多発地域であり、また高度経済成長時代に建築された社会インフラ関係の建築物の老朽化といった構造問題が着実に進行しております。

建設業界におきましては、従来の新設等を主体とした「フロー」型から、維持・修繕等の「ストック」型への需要の質的变化が予想されます。

当社は、倉庫、店舗、住宅等のコンクリート床の沈下・傾き・段差・空隙をウレタン樹脂、及び小型機械を用いた独自の「アップコン工法」によって修正する施工を主力事業として展開しており、当該工法を応用した技術を用いて、公共工事として道路や空港に生じた段差の修正や空隙充填なども行ってまいります。

当社の「アップコン工法」は、短期間での修正が可能などに優位性を有していると認識しており、今後も当該工法及び当該工法を応用した技術を中心に事業を進めていきたいと考えております。

(5) 新規事業の開発

当社の事業の柱と言えるものは、硬質発泡ウレタン樹脂を用いたコンクリート床スラブ沈下修正工事であります。近年、継続的な研究開発により、ウレタン充填工法「FRT工法」による水路トンネル空洞充填工事や空港地盤圧密強化工事など、新しい事業も広がっております。

(6) 対処すべき課題

① 人材の確保及び育成

新しい技術及び新しい工法を継続的に研究開発していくには優秀な人材の継続的確保が重要であると考えております。また、特殊ウレタンを使用した工法のため、技術者、開発者及び営業メンバーの育成が重要であると考えております。

② 収益基盤の拡充及び強化

当社は、沈下修正分野以外の新規分野における収益基盤の強化が課題の一つと考えております。中長期的な視点で研究開発を進め事業として構築し新しいマーケットを創出していくことが経営課題と考えております。

③ コーポレート・ガバナンス体制及び内部管理体制の強化

当社が継続的な成長を続けるためには、コーポレート・ガバナンス機能と内部管理体制の強化は必須であると考えております。経営の効率化、内部統制システムの整備により強化を図り、管理部門の増員を実施し、各取締役を管掌役とした新組織体制の構築を図ってまいります。

④ ブランディングの強化及び知名度の向上

当社の今後の成長のためには、当社の社名でもある「アップコン工法」のブランド力や知名度をアップさせる事が重要であると考えております。知名度を高めることにより新規顧客獲得と新規諸外国への進出を行うことが販路拡大につながるため、費用対効果を見極め十分な市場調査を行った上、宣伝活動に取り組んでまいります。

2 【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクは、以下のとおりであります。

当社のリスク管理体制につきましては、「第4 提出会社の状況 4 コーポレート・ガバナンスの状況等(1)コーポレート・ガバナンスの概要」に記載のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 当社の事業に関するリスク

① 法的規制に関するリスク

(発生可能性：低、発生する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：大)

当社は、建設業法にもとづき、神奈川県知事の建設業許可を受けております。当社は許可の要件、及び各法令の遵守に努めていることから許可の取消事由に該当するような事実はありませんが、法令違反等による許可の取消など、不測の事態が生じた場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

当社は、各法令の遵守を徹底するため、各法令別に担当部署を決め、管理部と連携して法令に抵触しない運用を整備する他、関連法令等の改廃動向についても常に情報収集を行うとともに、適宜顧問弁護士と連携する体制を整備しております。

許認可等の名称、 所管官庁等	許認可等の内容	取得日	有効期限	法令違反等の要件及び 主な許認可取消事由
建設業許可 神奈川県	一般建設業の許可 神奈川県知事許可 (般-30) 第68566号	2004年2月9日	2024年2月8日 (5年ごとの更新)	故意又は重過失による不正行為があったときは原則として営業停止処分 (建設業法第28条第1項)

(注) 土木工事業、建設工事業、とび・土木工事業、造園工事業

② 特定事業への依存に関するリスク

(発生可能性：低、発生する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：大)

当社は民間地盤沈下修正工事を核とした事業を展開しております。さらに公共事業等の新たな事業を展開中であり、収益力の分散を図っております。しかし事業環境の激変、類似工法の出現により当社工法のサービスが縮小し、その変化への対応が適切でない場合、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

③ 知的財産権について

(発生可能性：低、発生する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：大)

当社は新たな技術や独自のノウハウを蓄積し、知的財産権として権利取得するなど法的保護に努めながら研究開発活動を推進しております。しかしながら当社の知的財産権が不正使用される可能性があることは否めず、人材移転等により技術・ノウハウが外部に流出する可能性があります。また現時点において、当社は第三者の知的財産権は侵害していないものと認識しておりますが、万一、知的財産権の侵害を理由として、第三者より損害賠償請求及び使用差止請求等を受ける可能性があります。このような状況が生じた場合、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

なお当社は、本書提出日現在、以下の日本国特許9件を保有しております。

出願番号/特許番号	発明名称
特許第5227085号	地盤改良方法
特許第5813969号	土壌改良方法および緑化方法(ナテルン)
特許第6337375号	空洞充填によるトンネルの補修方法
特許第6470886号	港湾の地盤を改良する方法
特許第6543476号	布基礎の不等沈下を修正する方法
特許第6302611号	沈下した地盤上のコンクリート版を修正する方法
特許第6456556号	沈下した地盤上のコンクリート版の傾きを修正する方法
特許第6811524号	路面の不具合による車両の交通障害を応急的に解消させる方法
特許第7090346号	木骨造を補修する方法

④ 個人情報管理によるリスク

(発生可能性：低、発生する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中)

当社は施工実施に際し、顧客、施主等の個人に関連する情報を取得しております。これらの情報の取り扱いには、外部からの不正アクセスや内部からの情報漏洩を防ぐため、セキュリティー環境の強化、従業員に対する個人情報の取り扱いに対する教育等、十分な対策を行うと同時に、個人情報として管理すべき情報の範囲についても厳密な判断が必要と考えております。当社は2017年5月19日に情報セキュリティマネジメントシステムに関する国際規格であるIS027001を取得し、個人情報のみならず、あらゆる情報資産に関して取り扱う手順がマニュアル化されており、情報管理には万全を期しております。しかしながら、今後何らかの理由により個人情報が漏洩した場合には、損害賠償や信用力の失墜により、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑤ 工期に関するリスク

(発生可能性：低、発生する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中)

当社は施工にあたっては、原則として事前調査を行い、工事の工程を計画的に管理しておりますが、当初には想定されない問題が生じ、工事の着手後に工期が延長することによって、完成工事高や利益が翌期に繰り越されるなど、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑥ 農業用水路トンネルの工期に係るリスク

(発生可能性：中、発生する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：大)

当社が実施している農業用水路トンネルの施工については、施工の期間が農閑期である11月から2月に限られております。工事の工程については、受注時の施工計画にもとづいて管理を行っておりますが、当社は1月決算であることから、特に11月から翌1月の施工に関し、想定されない問題が生じるなどして、工事の着手後に工期が延長した場合は、完成工事高や利益が翌期に繰り越されるなど、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑦ 訴訟等に関するリスク

(発生可能性：低、発生する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：大)

当社には、現段階において業績に重大な影響を及ぼす可能性のある訴訟や顧客との大きなトラブルなどの事実はなく、ISO9001を取得しており、施工については一定以上の品質を保つよう努めておりますが、施工に伴う訴訟等が発生した場合には、多額の費用が発生するとともに、当社の信用を大きく毀損し、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

⑧ クレームや重大事故に対するリスク

(発生可能性：低、発生する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中)

当社の沈下修正事業の施工において、技術、品質面での重大な不具合や人為的な事故、環境を要因とする事故等が発生し、その修復に多大な費用負担や施工遅延が生じたり、契約の取り消しとなった場合には、業績や企業評価に影響を及ぼす可能性があります。

⑨ 環境保護に関するリスク

(発生可能性：低、発生する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：小)

当社は環境に安全な完全ノンフロン材料を使用して施工を行っているほか、より環境に配慮した企業活動に取り組むべく、ISO14001を取得し、当該規格にもとづいて環境法令遵守に努めておりますが、人為的ミスなどにより環境汚染のリスクが発生した場合には、多額の費用が発生するとともに、当社の信用を大きく毀損し、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

当社は、手順書による社内教育の実施、危険物保管状況の記録・保存、産業廃棄物処分業者の選定を行っております。

⑩ 労働災害に関するリスク

(発生可能性：中、発生する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中)

当社は、「健康第一」「安全第一」「家庭第一」を基本理念として掲げていることもあり、沈下修正の工事にあたりは、危険が生じないように、安全管理を徹底しておりますが、重大な労働災害が発生した場合は、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑪ 新規事業について

(発生可能性：低、発生する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中)

当社は硬質発泡ウレタン樹脂の新規応用分野への研究開発に取り組み、新たな事業を開拓してまいりました。今後も研究開発には特に注力して新規事業の開拓に努めてまいります。新規事業については事業計画を十分に検討した上で実施することにしておりますが、事業計画には予想や仮説に基づく部分も存在するため、当該予想や仮説が現実と大きく違った場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑫ 新規参入によるリスク

(発生可能性：低、発生する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中)

当社の主な事業であるウレタンを使用した沈下修正事業はだれでも参入が可能な市場です。工法の技術の取得に数年を要する為、当社としては簡単に参入できないものと認識しておりますが、今後、当社と同様に沈下修正分野における豊富な知識と経験を有する人材を持つ企業が参入した場合には、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

⑬ 土木及び建築市場の縮小リスク

(発生可能性：低、発生する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中)

国内外の景気後退等により民間設備投資が縮小した場合や、財政健全化等を目的として公共事業投資が減少した場合には、今後の受注動向に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 事業環境等に関するリスク

① 原材料の仕入先について

(発生可能性：低、発生する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中)

当社は地盤沈下修正工事等を主たる事業としておりますが、その工事に使用する主たる原材料については、原材料を共同で開発した日本パフテム株式会社から仕入れる契約となっております。同社とは良好な関係を築いており、同社に倒産、製造中止等の事情が生じた場合は、他社に製造・販売を委託できる契約となっておりますが、当社の施工、及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

② 原材料の価格について

(発生可能性：高、発生する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：大)

当社の施工に使用するウレタンを構成する材料については、ナフサなど一部、市況の影響を受けるものがあります。日本パフテム株式会社からの仕入にあたり、現在は安定した取引が続いておりますが、ナフサをはじめとしたウレタンを構成する材料の需給ひっ迫等により、現在、価格が高騰しております。今後、更なる原材料価格の高騰が続いた場合、当社仕入価格、及び利益に影響を及ぼす可能性があります。

③ 取引先の信用リスクについて

(発生可能性：低、発生する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：小)

取引先に関する信用力や支払条件等の厳格な審査の実施に努めるとともに、信用不安情報の早期収拾等、可能な限り信用リスクの最小化を図っておりますが、発注者、協力業者等の取引先が信用不安に陥った場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

④ 災害による業績変動リスクについて

(発生可能性：中、発生する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：大)

地震等の災害によって道路をはじめとした社会インフラのほか、企業の生産・販売活動の拠点である工場、倉庫、店舗や事業所、また、一般の住宅などに甚大な被害が発生した場合、一時的な復旧需要により、当社の業績に短期的に影響を及ぼす可能性があります。

⑤ 感染症への対策

(発生可能性：中、発生する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：大)

当社は新型コロナウイルスに対しても迅速に対応し、施工トラックへマスクの配置、手指消毒、体温の測定の義務化、事務所の数か所に消毒液及び体温計の配置をしております。

施工現場では3密(密閉・密集・密接)になることは少なく、事務所勤務者へは時差出勤の推進及びアクリル板を設置しております。今後の感染症の流行にも、今までの経験を活かし迅速に対処してまいります。緊急事態宣言などによる県を跨ぐ移動制限などが生じた際は当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑥ 大型案件による業績変動リスクについて

(発生可能性：中、発生する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中)

当社のアップコン工法及びその応用技術を用いた工法は、民間事業、公共事業工事の両方で比較的規模の大きな案件を受注するケースがあります。

当社では、今後もこの様な規模の案件を受注する可能性があると思っておりますが、当社の工法は受注を受けてから完工までを短期間で施工する工法であり、期首の段階で想定できない大型案件(1件5,000万円を超える工事)の期中での受注の成否により、当社の業績に短期的に影響を及ぼす可能性があります。

(単位：千円)

	2018年1月期	2019年1月期	2020年1月期	2021年1月期	2022年1月期
売上高合計	781,559	914,635	620,144	914,358	673,439
大型案件	—	194,463	—	270,000	—

(3)組織体制に関するリスク

① 特定人物への依存について

(発生可能性：低、発生する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：大)

当社の代表取締役社長である松藤展和は「アップコン工法(コンクリート床スラブ沈下修正工法)」に関する豊富な経験と知識を有しており、経営方針や事業戦略の決定、重要な取引先との交渉等、会社運営のすべてにおいて重要な役割を果たしております。

当社は今後優秀な人材を採用・育成することにより、同人に過度に依存しない経営体制の整備を進めてまいりますが、何らかの事情により同人が当社から離職した場合または十分な業務執行が困難となった場合には、当社の事業展開や業績に影響を及ぼす可能性があります。

② 少人数での組織運営における人材確保のリスク

(発生可能性：低、発生する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中)

これまで、当社は少人数の組織体制で効率化を図ってまいりましたが、事業の拡大と合わせて今後積極的に優秀な人材を確保していき、組織体制をより安定させることに努めてまいります。しかし、計画通りに人材の確保が出来ない場合や、事業の中核をなす社員に不測の事態が生じた場合、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

当社は「アップコンの健康経営」として健康活動倶楽部を発足することにより、社員の定着率の向上を目指しています。

(4)その他

① 自然災害等について

(発生可能性：中、発生する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：中)

当社は、有事に備え危機管理体制の整備に努め対策を講じております。しかしながら、当社が事業展開する地域において、地震等の自然災害や火災等の事故が発生した場合、当社の主要拠点等の設備が破壊的な損害を被る可能性があります。この場合は当社の操業が中断し、工事の遅延等の発生により完成工事高が低下し、主要拠点等の修復のために多額の費用を要することとなる可能性があります。

② 配当政策について

(発生可能性：低、発生する可能性のある時期：4月、影響度：小)

当社は、剰余金の処分につきましては、株主への利益還元を図り、かつ将来の事業展開及び財務体質の充実に必要な内部留保を確保するため、業績に対応した配当を行うことを基本方針としております。しかしながら経営環境の変化等に伴い業績や財政状態が悪化した場合には、当該基本方針どおりに配当を実施することができなくなる可能性があります。

3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当事業年度における当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー(以下「経営成績等」という。)の状況の概要は次のとおりであります。

① 財政状態の状況

第19期事業年度(自 2021年2月1日 至 2022年1月31日)

当事業年度末における資産合計は、1,047,159千円となり、前事業年度末に比べ138,515千円減少いたしました。

(資産)

流動資産は967,993千円となり、前事業年度末に比べ120,033千円減少いたしました。これは主として現金預金の減少436,375千円、有価証券による増加247,615千円、未収還付法人税等の増加35,969千円及び未収還付消費税等の増加15,872千円によるものであります。

固定資産は79,165千円となり、前事業年度末に比べ18,481千円減少いたしました。これは主として有形固定資産の減価償却費による減少9,156千円及び投資その他の資産の繰延税金資産の減少8,578千円によるものであります。

(負債)

当事業年度末における負債合計は43,751千円となり、前事業年度末に比べ160,474千円減少いたしました。これを流動・固定負債別にみますと以下のとおりであります。

流動負債は40,725千円となり、前事業年度末に比べ163,500千円減少いたしました。これは主として未払法人税等の減少79,178千円、未払費用の減少53,977千円及び未払消費税等の減少42,826千円によるものであります。

固定負債は3,025千円となり、前事業年度末に比べ3,025千円増加いたしました。これは繰延税金負債の増加によるものであります。

(純資産)

当事業年度末における純資産は1,003,407千円となり、前事業年度末に比べ21,958千円増加いたしました。これは主として、当期純利益の増加37,551千円及び株主配当金の支払による減少15,592千円によるものであります。

第20期第2四半期累計期間(自 2022年2月1日 至 2022年7月31日)

(資産)

当第2四半期会計期間末における資産合計は1,166,292千円となり、前事業年度末に比べ119,132千円増加いたしました。これを流動・固定資産別にみますと以下のとおりであります。

流動資産は1,082,712千円となり、前事業年度末に比べ114,718千円増加いたしました。これは主として現金預金の増加162,296千円及び有価証券の減少49,510千円によるものであります。

固定資産は83,579千円となり、前事業年度末に比べ4,414千円増加いたしました。これは主として投資その他の資産の長期前払費用の増加343千円及び繰延税金資産の増加4,063千円によるものであります。

(負債)

当第2四半期会計期間末における負債合計は104,617千円となり、前事業年度末に比べ60,866千円増加いたしました。これは主に、工事未払金の減少3,478千円、未払法人税等の増加36,149千円、未払消費税等の増加20,349千円及び預り金の増加5,203千円によるものであります。

(純資産)

当第2四半期会計期間末における純資産合計は1,061,674千円となり、前事業年度末に比べ58,266千円増加いたしました。これは、四半期純利益による増加64,763千円及び株主配当の支払による減少6,497千円によるものであります。

②経営成績の状況

第19期事業年度(自 2021年2月1日 至 2022年1月31日)

当事業年度(2021年2月1日～2022年1月31日)におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染者数が緊急事態宣言やワクチン接種による効果で10月には激減し、経済回復の期待も高まりました。しかしながら、年明け以降は変異株による感染の再拡大に伴い、依然として先行き不透明な状況が続いております。

建設業界においては、2020年12月の「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」閣議決定を受けて実施されている官公庁工事のほか、民間工事においても、前事業年度の落ち込みから一転、ゼネコン始め多くの建設会社で受注が増加しました。一方で、人手不足による労務費や原油高及び建材費の上昇などコストアップによる採算悪化を懸念する状況となっております。

このような状況下、当社では2021年7月21日にTOKYO PRO Marketへ上場し、積極的なPR活動や営業力のさらなる強化及び無料調査キャンペーンの継続的な取り組みにより受注拡大につとめました。民間工事は、大型工事の受注等により、前年実績を上回った一方、公共工事は前年ほどの大型受注や、自然災害による緊急工事もなかったことに加え、完成が翌期にずれ込んだ工事もあり、前年実績に届かず、全体として伸び悩み結果となりました。

これらの結果、当事業年度の売上高は673,439千円(前年同期比26.3%減)、営業利益55,251千円(前年同期比76.5%減)、経常利益53,431千円(前年同期比78.7%減)、当期純利益37,551千円(前年同期比79.3%減)となりました。

なお、当社は沈下修正事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

第20期第2四半期累計期間(自 2022年2月1日 至 2022年7月31日)

当第2四半期累計期間における当社の経営環境は、当社では営業力及び他社との差別化を強化したことにより民間工事・公共工事共に前年同期比を2期連続で上回りました。また展示会やアップコン工法の積極的なPR活動を行いました。

建設業界におきましては、地政学的リスクによる燃料や原材料の供給難や価格高騰などが、各企業の経営を圧迫し続けております。

このような状況下、当第2四半期累計期間の売上高は455,530千円、営業利益88,519千円、経常利益94,249千円、四半期純利益は64,763千円となりました。

なお、当社は沈下修正事業の単一セグメントのため、セグメント別の記載を省略しております。

③ キャッシュ・フローの状況

第19期事業年度(自 2021年2月1日 至 2022年1月31日)

当事業年度における現金及び現金同等物の残高は、519,295千円(前事業年度は855,670千円)となりました。当事業年度末における各キャッシュ・フローの状況及びそれらの要因は、次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度における営業活動によるキャッシュ・フローは170,782千円の支出(前年同期は360,200千円の収入)となりました。

主な要因は、税引前当期純利益53,716千円、未収還付消費税等の増加15,872千円、未払費用の減少53,977千円、未払消費税等の減少42,826千円、法人税等の支払額119,709千円等が生じたことによります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度における投資活動によるキャッシュ・フローは150,000千円の支出(前年同期は102,494千円の支出)となりました。

これは、有価証券の取得による支出250,000千円、定期預金の払戻による収入100,000千円が生じたことによります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度における財務活動によるキャッシュ・フローは15,592千円の支出(前年同期は6,991千円の支出)となりました。

これは、配当金の支払額15,592千円が生じたことによります。

第20期第2四半期累計期間(自 2022年2月1日 至 2022年7月31日)

当第2四半期累計期間末における現金及び現金同等物の残高は681,591千円となり、前事業年度末に比べ162,296千円増加いたしました。当第2四半期累計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は、次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期累計期間における営業活動によるキャッシュ・フローは169,126千円の収入となりました。

主な要因は、税引前四半期純利益94,249千円、未収還付消費税等の減少15,872千円、未払費用の増加4,875千円、未払消費税等の増加20,875千円及び法人税等の還付額35,969千円等が生じたことによります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期累計期間における投資活動によるキャッシュ・フローは一千円となりました。

これは、有価証券の取得200,000千円及び有価証券の償還200,000千円が生じたことによります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期累計期間における財務活動によるキャッシュ・フローは6,830千円の支出となりました。

これは主に、配当金の支払額6,497千円が生じたことによります。

④ 生産、受注及び販売の実績

a. 生産実績

当社は生産の形態をとらないため、該当事項はありません。

b. 受注実績

当社の工法は受注から施工完了まで短時間で施工を行う工法であり、受注状況に関する記載はしていません。

c. 販売実績

第19期事業年度及び第20期第2四半期累計期間の販売実績は、次のとおりであります。なお、当社は沈下修正事業の単一セグメントのため、施工対象別のみを記載しております。

施工対象	第19期事業年度 (自 2021年2月1日 至 2022年1月31日)		第20期第2四半期 累計期間 (自 2022年2月1日 至 2022年7月31日)
	金額(千円)	前年同期比(%)	金額(千円)
民間事業	514,761	127.8	311,660
公共事業	158,678	31.0	143,870
合計	673,439	73.7	455,530

(注) 1. 最近2事業年度及び第20期第2四半期累計期間の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	第18期事業年度 (自 2020年2月1日 至 2021年1月31日)		第19期事業年度 (自 2021年2月1日 至 2022年1月31日)		第20期第2四半期 累計期間 (自 2022年2月1日 至 2022年7月31日)	
	売上高(千円)	割合(%)	売上高(千円)	割合(%)	売上高(千円)	割合(%)
東亜道路工業㈱	270,000	29.5	—	—	—	—
クレハ錦建設㈱	—	—	91,841	13.6	—	—
㈱アキヤマ	—	—	73,520	11.0	—	—
日本道路㈱	—	—	—	—	55,550	12.2
㈱ピーエス三菱	—	—	—	—	47,640	10.5

2. 消費税等は含まれておりません。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は、次のとおりであります。
なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

① 経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

第19期事業年度(自 2021年2月1日 至 2022年1月31日)

(売上高)

民間事業は、主に倉庫の施工件数が増加しました。工場・店舗・住宅に関してはコロナ禍の影響を受け例年よりも10%近く施工件数の減少及び施工延期の案件が多く見られたものの514,761千円(前年同期比27.8%増)となりました。公共事業は、前期は自然災害による道路の緊急工事等が大きく寄与していましたが、当期は158,678千円(前年同期比69.0%減)となり、その結果、売上高は673,439千円(前年同期比26.3%減)となりました。

(売上原価、売上総利益)

道路工事による売上高が前年を下回った結果、売上原価は297,847千円(前年同期比17.1%減)となりました。この結果、売上総利益は375,592千円(前年同期比32.3%減)となりました。

(販売費及び一般管理費、営業利益)

販売費及び一般管理費は320,340千円(前年同期比0.1%増)となりました。この結果、営業利益は55,251千円(前年同期比76.5%減)となりました。これは主に売上高減少による、渉外担当者のインセンティブ費用が減少したことが要因です。

(営業外収益、営業外費用、経常利益)

営業外収益は受取配当が増えたものの助成金収入が減少したことにより、706千円(前年同期比95.5%減)となりました。営業外費用は有価証券評価損の計上により、2,526千円(前年同期比1,908.5%増)となりました。この結果、経常利益は53,431千円(前年同期比78.7%減)となりました。

(特別利益、特別損失、法人税等合計、当期純利益)

特別利益は固定資産売却益の計上により285千円(前年同期はなし)となりました。また、法人税、住民税及び事業税を4,560千円(前年同期比94.4%減)、法人税等調整額を11,604千円(前期同期は△11,242千円)計上したことにより、当期純利益は37,551千円(前年同期比79.3%減)となりました。

第20期第2四半期累計期間(自 2022年2月1日 至 2022年7月31日)

(売上高)

営業力及び他社との差別化を強化したことにより民間工事・公共工事共に前年同期比を2期連続で上回りました。また展示会やアップコン工法の積極的なPR活動を行った結果、売上高は455,530千円(前年同期比35.5%増)となりました。

(売上原価、売上総利益)

売上原価は213,569千円(前年同期比38.0%増)となりました。この結果、売上総利益は241,960千円(前年同期比33.4%増)となりました。これは主にロシアによるウクライナ侵攻の影響による資材価格の高騰で、主に石油価格の高騰が大きな要因であります。

(販売費及び一般管理費、営業利益)

販売費及び一般管理費は153,440千円(前年同期比3.2%減)となりました。この結果、営業利益は88,519千円(前年同期比287.7%増)となりました。これは主に広告宣伝費の減少が主な要因であり営業利益は前年を大きく上回る結果となりました。

(営業外収益、営業外費用、経常利益)

営業外収益は受取利息及び助成金収入が増加したことと、有価証券の運用益により、5,933千円(前年同期比1,851.1%増)となりました。営業外費用は支払利息の計上等により、203千円(前年同期比81.7%増)となりました。この結果、経常利益は94,249千円(前年同期比309.4%増)となりました。

(特別利益、特別損失、法人税等合計、四半期純利益)

法人税、住民税及び事業税を36,575千円(前年同期比36,475.1%増)、法人税等調整額を△7,089千円(前年同期は7,961千円)計上したことにより、四半期純利益は64,763千円(前年同期比332.9%増)となりました。

② 財政状態の分析

財政状態の分析については、「(1) 経営成績等の状況の概要 ①財政状態の状況」に記載のとおりであります。

③ キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容

キャッシュ・フローの状況については、「(1) 経営成績等の状況の概要 ③キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

④ 資本の財源及び資金の流動性についての分析

当社は企業体質の強化を図りながら持続的な企業価値の向上を進めるにあたり、事業運営上必要な資金を安定的に確保することを基本方針としております。

当社の財源は主に営業活動によるキャッシュ・フローで生み出した資金を源泉とし、運転資金及び設備資金は主に自己資金で賄うことを基本としております。

⑤ 重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社の財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。

この財務諸表の作成にあたっては、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額並びに開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて過去の実績や現状等を勘案し合理的に判断していますが、実際の結果は、見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

財務諸表の作成に当たって用いた会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定のうち、重要なものについては、「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1)財務諸表 注記事項(重要な会計上の見積り)」に記載の通りであります。

⑥ 経営方針・経営戦略、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標の進捗については、第19期事業年度において、売上総利益率55.8%(前事業年度60.7%)、売上高経常利益率7.9%(前事業年度27.4%)となっております。今後も、経営効率の重視、原価削減により利益率の向上を目標とし利益率の確保に取り組んでまいります。

⑦ 経営成績に重要な影響を与える要因について

経営成績に重要な影響を与える要因については、「第2 事業の状況 2 事業等のリスク」に記載のとおりであります。

⑧ 経営者の問題認識と今後の方針について

経営者の問題認識と今後の方針については、「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に記載のとおりであります。

4 【経営上の重要な契約等】

(1) 原材料仕入契約

相手先の名称	相手先の所在地	契約品目	契約締結日	契約期間	契約内容
日本バフテム株式会社	日本	硬質ウレタンフォームシステム原液	2008年10月1日	書面による申出の無い限り自動更新	原材料の独占購入権の許諾
岡三リビック株式会社	日本	硬質ウレタンフォームシステム原液	2018年7月1日	書面による申出の無い限り自動更新	原材料の売買基本契約

(2) ライセンス使用及び業務提携契約

相手先の名称	相手先の所在地	契約品目	契約締結日	契約期間	契約内容
Lac Viet	ベトナム (ハノイ)	ノウハウライセンス契約	2019年11月27日	2020年1月1日 ～ 2024年12月31日	特定の機密情報・ノウハウ・出願中の特許の開示と研修及び地盤沈下修正を行うための材料の提供

5 【研究開発活動】

第19期事業年度(自 2021年2月1日 至 2022年1月31日)

当社は、沈下修正工事を行うと同時に、将来の新たな事業発展を目的として、複数のプロジェクト(以下「PJ」という。)による研究開発を進めています。

現在の研究開発は、当社の技術部メンバー全員によって取り組んでおります。

当事業年度における主なPJは以下のとおりであり、研究開発費の総額は16,904千円となっています。

(1) 杭状地盤改良PJ

既存の建物の屋内でも施工可能な小型の機械を使用し、地盤改良を行います。具体的には地盤を掘削して杭状袋体を入れ、その袋体の中でウレタンを掘削径よりも大きく発泡させることにより、地盤の圧密強化と密着性を高めることで上載荷重を支持することを目的としております。

当事業年度は削孔方法を改良したことで施工効率が向上しました。また、注入方法を改良しフィールド試験を実施しました。

なお、当PJに係る研究開発費は8,757千円であります。

(2) 緑化PJ

発泡ウレタン樹脂を用いた土壌改良材を、土中に直接混ぜ込む(以下「ナテルン」という。)ことで、クッション性を向上させながら、植物の生育を向上させることを目的としております。

当事業年度は、ナテルンを混合した土壌に植えた芝生は、夏季でも灌水頻度が極めて少ない状態でも生育可能である事が確認されました。

またナテルンの研究を応用し、植物を直接植え込む(商品名：テラタン)ことで、水槽内で植物を生育させる基盤材を新たに開発しました。

なお、当PJに係る研究開発費は1,589千円であります。

(3) 応急復旧PJ

地震などの災害で、大きな段差が生じてしまった道路を、応急的に復旧する工法です。道路に発生した段差に高強度ウレタン樹脂を吹付け、表面をスロープ状に硬化させることで、段差を解消し、緊急車両等の通行を短時間で可能とすることを目的としております。

当事業年度はスロープの形状・吹き付け方法・養生方法を確立するための実験を行い、成果が得られました。EE東北¹21(展示会)にて『応急復旧工法ダンタン』を発表しました。

なお、当PJに係る研究開発費は1,186千円であります。

(4) プラストPJ

ウレタン生成時に第三の物質を混入させることで、生成時の科学反応熱を低く抑えることが可能となり、大規模な空洞部の充填工事が容易に行えるようになりました。昨今、道路の陥没事故が多数発生しており、道路下の空洞を充填する工法を確立することを目的としております。

当事業年度は注入方法を改良しました。その結果、埋設管へ影響を与えることなく空洞を充填する方法を確立しました。

なお、当PJに係る研究開発費は3,119千円であります。

(5) 電柱PJ

社会的需要の増加に対応し、自然災害対策の1つである電柱の補強について、ウレタンを使用した補強研究を継続しております。電柱内部の中空部にウレタン樹脂を充填することで電柱を倒壊しにくくすることを目的としております。

当事業年度は施工方法を改良した結果、品質が向上し、同施工方法の特許出願をいたしました。翌事業年度は実証実験を行い、工法を確立します。

なお、当PJに係る研究開発費は2,220千円であります。

第20期第2四半期累計期間(自 2022年2月1日 至 2022年7月31日)

当社は、沈下修正工事を行うと同時に、将来の新たな事業発展を目的として、複数のプロジェクト(以下、PJ)による研究開発を進めています。

現在の研究開発は、当社の技術部メンバー全員(35名)によって取り組んでおります。

なお第2四半期累計期間末における主なPJは以下のとおりであり、研究開発費の総額は5,491千円となっております。

(1) 杭状地盤改良PJ

既存の建物の屋内でも施工可能な小型の機械を使用し、地盤改良を行います。具体的には地盤を掘削して杭状袋体を入れ、その袋体の中でウレタンを掘削径よりも大きく発泡させることにより、地盤の圧密強化と密着性を高めることで上載荷重を支持することを目標とするPJです。

今年度は品質の安定を目標とした実験を行っています。

なお、当PJに係る研究開発費は1,224千円であります。

(2) 緑化PJ

発泡ウレタン樹脂を用いた土壌改良材を、土中に直接混ぜ込む(商品名:ナテルン)ことで、クッション性を向上させながら、植物の生育を向上させることを目的としております。

ナテルンの技術を転用し、屋上緑化でも活用しております。今年度は新規植物での新たな方法による植栽実験を開始しており、良好な生育結果が得られています。

またナテルンの研究を応用し、植物を直接植え込む(商品名:テラタン)ことで、水槽内で植物を生育させる基盤材を新たに開発しました。

なお、当PJに係る研究開発費は810千円であります。

(3) 応急復旧PJ

地震などの災害で、大きな段差が生じてしまった道路を、応急的に復旧する工法です。道路に発生した段差に高強度ウレタン樹脂を吹付け、表面をスロープ状に硬化させることで、段差を解消し、緊急車両等の通行を短時間で可能とすることを目的に開発しました。

今年度は昨年同様にEE東北'22(展示会)にて『応急復旧工法ダンタン』を発表しました。

なお、当PJに係る研究開発費は87千円であります。

(4) プラストPJ

ウレタン生成時に第三の物質を混入させることで、生成時の化学反応熱を低く抑えることが可能となり、大規模な空洞部の充填工事が容易に行えるようになりました。昨今、道路の陥没事故が多数発生しており、道路下の空洞を充填する工法を確立するため、実験を実施しています。

なお、当PJに係る研究開発費は1,009千円であります。

(5) 電柱PJ

社会的需要の増加に対応し、自然災害対策の1つである電柱の補強について、ウレタンを使用した補強研究を継続しております。電柱内部の中空部にウレタン樹脂を充填することで電柱を倒壊しにくくすることを目的としています。

今年度はフィールド実験を行い良好な結果を得ることができました。また、学会での論文を発表しました。

なお、当PJに係る研究開発費は2,345千円であります。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

第19期事業年度(自 2021年2月1日 至 2022年1月31日)

該当事項はありません。

第20期第2四半期累計期間(自 2022年2月1日 至 2022年7月31日)

該当事項はありません。

2 【主要な設備の状況】

2022年1月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)				従業員数 (名)
		建物 ・構築物	機械 ・運搬具	工具器具 ・備品	合計	
本社 (神奈川県川崎市 高津区)	事務所 施工設備	1,051	13,820	10,303	25,175	44

- (注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。
 2. 上記の金額に消費税等は含まれておりません。
 3. セグメント情報について、当社は沈下修正事業の単一セグメントであるため、セグメント情報に関連付けた記載を省略しております。
 4. 他の者から賃借している主な設備の内容は、下記のとおりであります。

事業所名 (所在地)	設備の内容	賃借設備	床面積 (㎡)	年間賃借料 (千円)
本社 (神奈川県川崎市高津区)	本社機能	建物	229.54	14,323
本社 (神奈川県川崎市高津区)	施工機能	倉庫	254.77	5,640

3 【設備の新設、除却等の計画】(2022年10月31日現在)

(1) 重要な設備の新設等

会社名	事業所名 (所在地)	設備の内容	投資予定金額		資金調達の方法	備考
			総額 (千円)	既支払額 (千円)		
提出会社	本社 (神奈川県川崎市)	車両運搬具	12,381	—	増資資金及び自己資金	2024年1月までに取得
提出会社	本社 (神奈川県川崎市)	機械装置	9,692	—	増資資金及び自己資金	2024年1月までに取得

(注) 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	5,197,600
計	5,197,600

② 【発行済株式】

種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	1,299,400	東京証券取引所 (TOKYO PRO Market)	権限内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株です。
計	1,299,400	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

② 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③ 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2018年7月4日(注)	1,234,430	1,299,400	—	43,000	—	11,850

(注) 株式分割(1:20)によるものであります。

(4) 【所有者別状況】

2022年10月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	—	—	1	—	—	15	16	—
所有株式数(単元)	—	—	—	1,670	—	—	11,324	12,994	—
所有株式数の割合(%)	—	—	—	12.85	—	—	87.15	100	—

(5) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2022年10月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 1,299,400	12,994	権利内容に何ら制限のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株です。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	1,299,400	—	—
総株主の議決権	—	12,994	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社は、剰余金の処分については、株主への利益還元を図り、かつ将来の事業展開及び財務体質の充実に必要な内部留保を確保するため、業績に対応した配当を行うことを基本方針としております。

当社の剰余金の配当は年1回の期末配当を基本として考えており、第19期事業年度の配当につきましては、前18期事業年度のような大型の案件受注が無く、当期純利益が37,551千円にとどまったため、1株当たり5円としております。この結果、第19期事業年度の配当性向は17.3%となっております。

また、内部留保資金の用途につきましては、日々刻々と変化する事業環境に対応し得る企業体質の強化を図るとともに、持続的な成長を実現するための研究開発や競争力の強化及び市場のニーズに応える体制の整備及び確立に向け有効活用してまいり所存であります。

なお、当社は、取締役会の決議によって、会社法第454条第5項に規定する中間配当を行うことができる旨を定款で定めており、配当の決定機関は中間配当が取締役会、期末配当は株主総会であります。

決議年月日	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)
2022年4月25日 定時株主総会	6,497	5.00

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、「健康第一」「安全第一」「家庭第一」を基本理念としコーポレート・ガバナンスの基本的な目的を企業価値の安定的な増大と株主重視の立場に立って経営の健全性の確保と透明性を高めることであると認識しております。そのために、財務の健全性を追求すること、タイムリーディスクロージャーに対応した開示体制を構築すること、取締役及び監査役がそれぞれ独立性を保ち業務執行及び監査責任を果たすことを経営の最重要方針としております。また、コーポレート・ガバナンスの効果を上げるため、内部統制システム及び管理部門の強化を推進し、徹底したコンプライアンス重視の意識の強化とその定着を全社的に推進してまいります。

② 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

a. 会社の機関の基本説明

イ. 取締役会

当社の取締役会は、代表取締役社長(松藤展和)と取締役2名(川口宏二、和田進一)、議長の社外取締役1名(桑田豪)の計4名で構成されており、会社の経営方針、経営戦略、事業計画、重要な財産の取得及び処分、重要な組織及び人事に関する意思決定機関として、月1回の定例取締役会の開催に加え、重要案件が生じたときに臨時取締役会を都度開催しております。

ロ. 監査役会

当社の監査役会は、常勤監査役1名(飯塚朋子)及び非常勤監査役2名(江間哲郎、俣野和仁)で構成されており、全員が社外監査役であります。監査役会は、原則、毎月1回開催するとともに、必要に応じて臨時監査役会を開催し、監査計画の策定、監査実施状況及び監査結果等の検討等、監査役相互間の情報共有を図っております。

また、監査役は取締役会その他重要な会議に参加するほか、監査計画に基づき重要書類の閲覧、役職員への質問等の監査手続を通して、経営に対する適正な監視を行っており、内部監査室及び会計監査人と連携して適正な監査の実施に努めております。

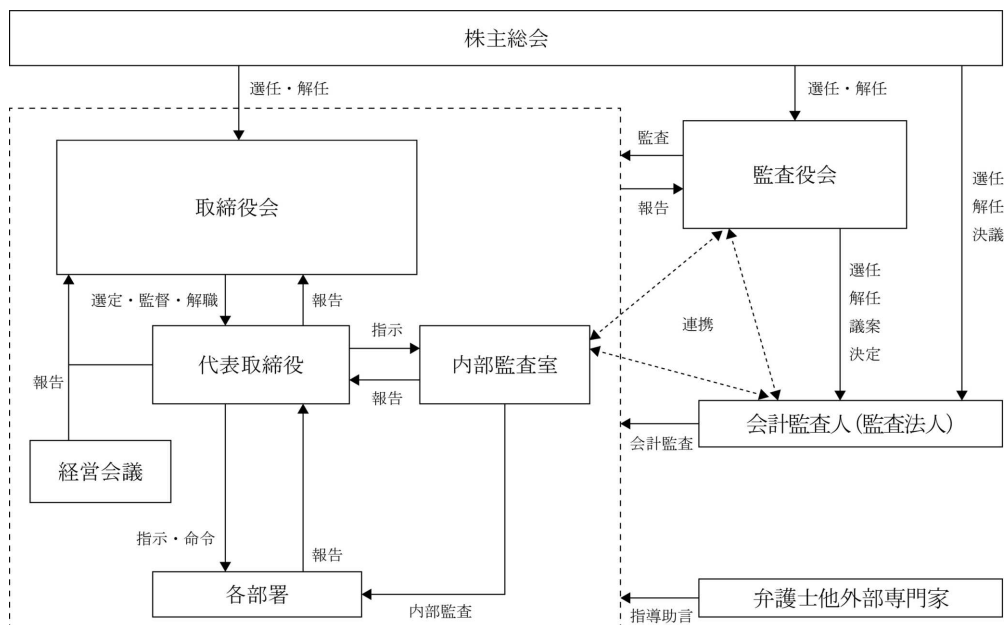
ハ. 経営会議

代表取締役社長(松藤展和)、取締役2名(川口宏二、和田進一)及び各部部长3名をメンバーとする経営会議を毎月定例会議1回、その他必要に応じ臨時会議を都度実施しております。取締役会の指揮により効率的に事業を執行するとともに、関連する主要議題について幅広く協議し、必要に応じて取締役会へ方針や施策等を具申しております。

取締役会による経営の意思決定機能及び業務執行の監督機能と経営会議メンバーによる業務執行機能を明確に分離し、機動的で迅速な意思決定と効率的な業務執行の体制を構築しております。

当社のコーポレート・ガバナンス体制の模式図は、次のとおりです。

当社の経営組織及びコーポレート・ガバナンス体制の模式図



b. 当該体制を採用する理由

当社の取締役は、取締役4名中1名が社外取締役であります。社外取締役を取締役会の議長とし、各業務執行取締役から毎月1回以上の取締役会への報告を通じて、業務執行における適正性及び効率性の確保に努め、相互に監督がなされる体制となっております。

また、当社の監査役会は3名の社外監査役で構成されており、各監査役は内部監査室や会計監査人と連携し、取締役の職務執行状況を厳正にチェックしております。

上記のことから経営監視機能は十分に機能する体制が整っていると判断し、当該体制を採用しております。

c. 内部統制システムの整備の状況

当社は、内部統制システム整備に関する基本方針について、以下のとおり定めております。

1. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 取締役会議事録、その他取締役の職務の執行に係る情報は、文書又は電磁的媒体に記録し、文書管理規程等の社内規程に基づき、適切に保存及び管理する。
- (2) 文書管理部署たる管理部は、取締役の職務の執行に必要な文書などの情報については、常時情報開示・提供できるよう検索可能な方法で保存・管理する。

2. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、取締役会がリスク管理体制を構築する責任と権限を有し、これに従いリスク管理に係る「リスクマネジメント規程」、「コンプライアンス規程」を制定し、多様なリスクを可能な限り未然に防止し、危機発生時には企業価値の毀損を極小化するための体制を整備する。経営会議がリスク管理活動を統轄する。

3. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 重要な職務執行を適切かつ効率的に行うため経営会議を設置し、取締役会の意思決定に資するため、取締役会付議事項の事前検討を行うとともに、取締役会が決定した方針及び指示を社内に伝達する。
- (2) 職務の執行を効率的に行うため、「職務権限規程」、「職務分掌規程」等の社内諸規程に基づき、権限の委譲を行い、各レベルの責任者が意思決定ルールに則り業務を分担する。

d. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役及び監査役全員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約は、被保険者である取締役及び監査役がその職務に関して責任を負うこと、または、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされています。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど一定の免責事由があります。

③ 取締役の定数

当社の取締役は、10名以内とする旨を定款に定めております。

④ 取締役及び監査役の選任決議要件

当社は、取締役及び監査役の選任決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めております。また、取締役の選任決議は、累積投票によらない旨を定款に定めております。

⑤ 中間配当

当社は、取締役会の決議によって毎年7月31日を基準日として、中間配当をする事ができる旨を定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を可能にするためであります。

⑥ 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

⑦ 取締役、監査役の実任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の取締役(取締役であった者を含む)の責任を法令の限度において免除することができる旨を定款に定めております。

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の監査役(監査役であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる旨を定款に定めております。

当該責任免除が認められるのは、当該役員が責任の原因となった職務の遂行において善意かつ重大な過失がないときに限られます。

これは、取締役及び監査役が、期待される役割を十分に発揮すること等を目的とするものであります。

⑧ 取締役、監査役の責任限定契約

当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間で、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に定めております。当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額としております。当該役員が責任の原因となった職務の遂行において善意かつ重大な過失がないときに限られます。

当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする旨を定款に定めております。当該役員が責任の原因となった職務の遂行において善意かつ重大な過失がないときに限られます。

⑨ 自己株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするためであります。

(2) 【役員の状況】

① 役員一覧

男性6名 女性1名(役員のうち女性の比率14.3%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
代表取締役社長	松藤 展和	1958年5月11日生	1989年1月 トラビス・パートナーズ建築事務所(オーストラリア法人)入社日本担当部長 1998年2月 アーキプロ建築設計事務所(オーストラリア法人)設立代表取締役社長 2001年7月 メインマーク・ジャパン株式会社(現メインマーク株式会社)設立代表取締役社長 2003年6月 当社設立(2004年2月有限会社から株式会社に組織変更)代表取締役社長(現任)	(注)3	1,029,800 (注)5
取締役 営業本部本部長	川口 宏二	1972年2月2日生	1995年4月 利根地下技術株式会社入社 2004年11月 当社入社 2011年2月 当社技術部副部長 2014年2月 当社技術部部長 2014年8月 当社技術部部長兼管理部部長 2017年8月 当社技術部部長 2018年5月 当社取締役技術部部長 2020年2月 当社取締役営業本部本部長(現任)	(注)3	10,000
取締役 管理本部本部長	和田 進一	1974年1月24日生	1992年4月 株式会社三越入社銀座店 1998年4月 株式会社三越情報サービス(出向) 2006年4月 株式会社三越本社経理部 2009年4月 株式会社三越伊勢丹ホールディングス管理本部経理部(出向) 2012年4月 株式会社三越不動産経営推進部(出向) 2016年4月 ゴールドシティ株式会社入社管理部 2018年6月 当社入社経理部部長 2019年5月 当社取締役経理部部長 2020年2月 当社取締役管理本部本部長兼経理部部長(現任) 2022年1月 当社取締役管理本部本部長兼経営推進部部長(現任)	(注)3	—
取締役	桑田 豪	1970年4月29日生	1997年4月 株式会社妹島和世建築設計事務所入所 2002年7月 一級建築士事務所桑田豪建築設計事務所設立(現任) 2003年4月 京都造形芸術大学非常勤講師 2006年1月 当社取締役(現任) 2006年4月 明治大学非常勤講師 2008年9月 日本大学非常勤講師 2010年4月 熊本県立大学准教授 2014年4月 武蔵野美術大学非常勤講師	(注)3	12,000
常勤 監査役	飯塚 朋子	1967年8月12日生	1992年2月 西村眞田法律事務所(現西村あさひ法律事務所)入所 1998年1月 天川司法書士事務所入所 1998年8月 笠原国際法律事務所入所 2002年1月 司法書士飯塚事務所開設 2006年1月 当社監査役(現任)	(注)4	16,000
監査役	江間 哲郎	1959年4月20日生	1985年10月 監査法人朝日新和会計社(現有限責任あずさ監査法人)入社 1989年10月 藤和不動産株式会社入社 1992年10月 森田公認会計士事務所(現森田会計事務所)入所(現任) 2004年2月 当社監査役(現任)	(注)4	12,000

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
監査役	俣野 和仁	1984年5月2日生	2013年2月 有限責任あずさ監査法人入所 2017年7月 当社監査役(現任) 2017年8月 俣野公認会計士事務所設立代表(現任) 2018年4月 Blue Works株式会社設立取締役(現任) 2018年9月 Blue Works Accounting株式会社代表取締役(現任) 2018年12月 税理士法人Blue Works Tax社員(現任) 2021年4月 南富士有限責任監査法人代表社員(現任) 2021年12月 ネットスマイル株式会社非常勤監査役(現任)	(注) 4	—
計					1,079,800

- (注) 1. 取締役 桑田豪氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役 飯塚朋子氏、江間哲郎氏及び俣野和仁氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 取締役の任期は2021年4月26日の定時株主総会終結の時から2023年1月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
4. 監査役の任期は2021年4月26日の定時株主総会終結の時から2025年1月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
5. 代表取締役社長松藤展和の所有株式数には、同氏の資産管理会社であるアクアプレコン株式会社が所有する株式数を含めた実質株式数で記載しております。

② 社外役員の状況

本書提出日現在において、当社は社外取締役を1名、社外監査役を3名選任しており、経営の意思決定機能を持つ取締役会に対し牽制及び監視機能を強化しております。

社外取締役桑田豪氏は、建築設計の専門家としての経験及び知見を有しており、客観的かつ公正な立場から経営全般の監視と有効な助言を期待し選任しております。なお、同氏は当社株式を12,000株所有しておりますが、それ以外には当社との間に人的関係、資本的关系及び取引関係その他利害関係は有しておりません。

社外監査役飯塚朋子氏は、司法書士(有資格者)としての経験及び知見を有しており、客観的・専門的な視点からの当社の監査役体制の強化を期待し選任しております。なお、同氏は当社株式を16,000株所有しておりますが、それ以外には当社との間に人的関係、資本的关系及び取引関係その他利害関係は有しておりません。

社外監査役江間哲郎氏は、会計税務の専門家としての経験及び知見を有しており、客観的・専門的な視点からの当社の監査役体制の強化を期待し選任しております。同氏は当社と税務顧問契約を締結している森田会計事務所に所属しており、2015年1月まで同事務所において当社を担当しておりましたが、2015年2月以降は同事務所では同氏以外の者が当社を担当しております。また、同氏は当社株式を12,000株所有しております。これら以外には、同氏は当社との間に人的関係、資本的关系及び取引関係その他利害関係は有しておりません。

社外監査役俣野和仁氏は、公認会計士としての経験及び知見を有しており、客観的・専門的な視点からの当社の監査役体制の強化を期待し選任しております。同氏は当社との間に人的関係、資本的关系及び取引関係その他利害関係は有しておりません。

当社は、社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性に関する基準又は方針を定めてはおりませんが、選任の際には、経歴等を踏まえて個別に判断し、客観的に独立性の高い社外役員を選任しております。

③ 社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査と会計監査の相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役及び社外監査役は、毎月開催する取締役会に出席し、客観的見地から適宜、質問、助言・発言等を行い、ガバナンスの強化を図っております。また、取締役会議案、報告事項については、事前に配布し、要望に応じ、説明や資料等の提供ができる体制としております。

社外監査役は、内部監査責任者より適宜、内部監査状況について報告を受けております。また、監査法人を含む三者ミーティングを定期的に開催しております。

(3) 【監査の状況】

① 監査役監査の状況

監査役監査は3名の監査役で行っております。当社の監査役は財務・会計・企業法務等相当程度の知見を有する者をそれぞれ選任し、取締役の法令・定款遵守状況を把握し、業務監査及び会計監査が有効に実施されるよう努めております。

なお、監査役飯塚朋子氏は、司法書士(有資格者)として企業法務に精通しており、専門的な知見を有するものであります。監査役江間哲郎氏は、会計事務所において長きにわたって会計コンサルタント業務に従事しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。監査役俣野和仁氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

当事業年度において当社は監査役会を13回（うち、定時監査役会12回、臨時監査役会1回）開催しており、個々の監査役の出席状況については次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
飯塚 朋子	13回	13回
江間 拓郎	13回	13回
俣野 和仁	13回	13回

監査役会における主な検討事項としては、監査方針・監査計画・重点監査項目の策定、取締役の職務執行の適正性並びに会計監査人の選解任・報酬妥当性・監査の方法及び結果の相当性等であります。

常勤監査役は、常勤者として、監査環境の整備及び社内情報の収集に積極的に努め、日常的かつ継続的に監査活動を行うとともに、監査役会を運営し、職務上知りえた情報を監査役会及び社外役員連絡会にて社外監査役及び社外取締役と共有しております。

常勤及び非常勤監査役は、監査役会が定めた監査計画、業務分担等に基づき、日々の監査役監査を実施し、監査役会で監査実施状況及び監査結果等の検討、情報共有を図り、取締役会で当該監査結果を共有するほか、随時代表取締役や取締役との面談、会計監査人及び内部監査室との意見交換等を行い、専門分野の知見を活かした提言を行っております。

② 内部監査の状況

内部監査に関しては、内部監査室を設置しコンプライアンスやリスク管理体制を監査する内部監査人1名を配し、あらかじめ定められた監査計画に基づき、全社業務全般を対象と範囲として監査し、結果を代表取締役社長に報告しております。また、内部監査の状況については内部監査室室長が毎月の取締役会でも報告を行っております。

内部監査及び監査役監査は、それぞれの監査が連携・相互補完し合うことで企業経営の健全性をチェックする機能を担っており、毎月監査役・内部監査室連絡会を開催し、監査計画や監査結果の共有、実査同行及び意見交換を行い、相互連携を図っております。会計監査人との連携状況に関しては、監査役及び内部監査人が参加の上、三様監査連絡会を定期的に開催し、適宜情報交換、意見交換等を実施しております。

③ 会計監査の状況

a 監査法人の名称

みおぎ監査法人

b 継続監査期間

2年間

c 業務を執行した公認会計士

指定社員 業務執行社員 山田 将文

指定社員 業務執行社員 高野 将一

d 監査業務に係る補助者の構成
公認会計士 4名であります。

e 監査法人の選定方針と理由

当社の監査法人の選定及び評価にあたっては、監査法人の概要、品質管理体制、独立性、監査実施体制等の資料を入手し、面談、質問等を行った上で総合的に判断しています。

当社がみおぎ監査法人を選定した理由は、公認会計士としての専門性、独立性及び適正性を有しており、監査品質を確保する体制を備えていると判断したことであります。

f 監査役及び監査役会による監査法人の評価

当社の監査役及び監査役会は、監査法人に対して評価を行っております。監査法人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、監査法人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めています。その結果、監査法人の体制及び監査手続等は相当であると評価しております。

④ 監査報酬の内容等

a 監査公認会計士等に対する報酬の内容

最近事業年度の前事業年度		最近事業年度	
監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
10,500	—	12,000	—

b 監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬(aを除く)
該当事項はありません。

c その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容
該当事項はありません。

d 監査報酬の決定方針

当社の事業規模等を勘案して監査報酬額を決定しております。

e 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積の算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 【役員の報酬等】

① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社の役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針は、当社「役員報酬規程」に定めております。また、報酬額につきましては「役員報酬規程」に基づき、2018年7月4日開催の臨時株主総会において取締役の報酬額を年額金200,000千円以内、また監査役の報酬額を年額金50,000千円以内と決議しております。本書提出日現在において、これらの支給枠に基づく報酬等の支給対象となる役員は、取締役4名、監査役3名であります。

役員区分ごとの報酬等の額に関する考え方及び算定方法の決定に関する事項は、以下のとおりです。

(取締役)

取締役の報酬等につきましては、株主総会において決議された報酬総額の限度内で、職責や役位に応じて支給することとしております。

取締役の報酬等の額またはその算定方法は、業績および今後の見通し並びに各取締役の業務執行状況を勘案し、配分方法の取り扱いを取締役会で協議した上で、決定しております。当事業年度におきましては、2021年4月26日開催の臨時取締役会にて、2021年5月1日からの各取締役報酬額につき、代表取締役社長に一任することを決議し、決定いたしました。

(監査役)

監査役の報酬等につきましては、株主総会において決議された報酬総額の限度内で、常勤監査役と非常勤監査役の別、業務の分担等を勘案し、監査役の協議により決定しております。当事業年度におきましては、2021年4月26日に協議の上、決定しております。

② 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く。)	73,200	73,200	—	—	4
監査役 (社外監査役を除く。)	—	—	—	—	—
社外役員	14,400	14,400	—	—	4

(注) 役員ごとの報酬等の総額につきましては、1億円以上を支給している役員は存在しないため、記載を省略しております。

(5) 【株式の保有状況】

該当事項はありません。

第5 【経理の状況】

1. 財務諸表及び四半期財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）第2条の規定に基づき、同規則及び「建設業法施行規則」（昭和24年建設省令第14号）により作成しています。
- (2) 当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成し、「建設業法施行規則」（昭和24年建設省令第14号）に準じて記載しています。

2. 監査証明について

- (1) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度(2020年2月1日から2021年1月31日まで)及び当事業年度(2021年2月1日から2022年1月31日まで)の財務諸表について、みおぎ監査法人により監査を受けております。
- (2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期会計期間(2022年5月1日から2022年7月31日まで)及び第2四半期累計期間(2022年2月1日から2022年7月31日まで)に係る四半期財務諸表について、みおぎ監査法人による四半期レビューを受けております。

3. 連結財務諸表及び四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表及び四半期連結財務諸表を作成しておりません。

4. 財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みとして、会計基準等の内容を適切に把握し、また会計基準等の変更等についての的確に対応することができる体制を整備するため、監査法人等の主催するセミナーへの参加や書籍等を通じ、適時の情報収集に努めております。

1 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2021年1月31日)	当事業年度 (2022年1月31日)
資産の部		
流動資産		
現金預金	955,670	519,295
受取手形	7,588	12,341
完成工事未収入金	107,005	76,342
有価証券	—	247,615
未成工事支出金	—	34,049
材料貯蔵品	7,882	11,306
前払費用	5,370	11,516
その他	4,509	55,526
流動資産合計	1,088,027	967,993
固定資産		
有形固定資産		
建物・構築物	2,891	2,891
減価償却累計額	△1,596	△1,839
建物・構築物（純額）	1,294	1,051
機械・運搬具	131,380	130,868
減価償却累計額	△111,620	△117,047
機械・運搬具（純額）	19,759	13,820
工具器具・備品	48,358	48,358
減価償却累計額	△35,079	△38,054
工具器具・備品（純額）	13,278	10,303
有形固定資産合計	34,332	25,175
無形固定資産		
ソフトウェア	—	686
特許権	262	135
無形固定資産合計	262	821
投資その他の資産		
破産更生債権等	81	—
長期前払費用	480	305
差入保証金	22,452	21,678
保険積立金	31,444	31,098
繰延税金資産	8,578	—
その他	95	85
貸倒引当金	△81	—
投資その他の資産合計	63,051	53,167
固定資産合計	97,647	79,165
資産合計	1,185,674	1,047,159

(単位：千円)

	前事業年度 (2021年1月31日)	当事業年度 (2022年1月31日)
負債の部		
流動負債		
工事未払金	5,354	15,776
未払金	5,464	8,449
未払費用	63,611	9,634
未払法人税等	79,278	100
未払消費税等	42,826	—
未成工事受入金	—	3,938
預り金	6,752	2,827
前受金	937	—
流動負債合計	204,225	40,725
固定負債		
繰延税金負債	—	3,025
固定負債合計	—	3,025
負債合計	204,225	43,751
純資産の部		
株主資本		
資本金	43,000	43,000
資本剰余金		
資本準備金	11,850	11,850
資本剰余金合計	11,850	11,850
利益剰余金		
利益準備金	1,890	1,890
その他利益剰余金		
別途積立金	6,000	6,000
繰越利益剰余金	918,708	940,667
利益剰余金合計	926,599	948,557
株主資本合計	981,449	1,003,407
純資産合計	981,449	1,003,407
負債純資産合計	1,185,674	1,047,159

【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

当第2四半期会計期間
(2022年7月31日)

資産の部	
流動資産	
現金預金	681,591
受取手形	15,380
完成工事未収入金	102,958
有価証券	198,105
材料貯蔵品	12,145
前払費用	19,213
その他	53,317
流動資産合計	1,082,712
固定資産	
有形固定資産	
建物・構築物	2,891
減価償却累計額	△1,958
建物・構築物(純額)	932
機械・運搬具	130,868
減価償却累計額	△118,904
機械・運搬具(純額)	11,964
工具器具・備品	47,258
減価償却累計額	△38,124
工具器具・備品(純額)	9,134
リース資産	4,257
減価償却累計額	△425
リース資産(純額)	3,831
有形固定資産合計	25,862
無形固定資産	
ソフトウェア	603
特許権	95
無形固定資産合計	698
投資その他の資産	
長期前払費用	648
繰延税金資産	4,063
差入保証金	21,311
保険積立金	30,924
その他	70
投資その他の資産合計	57,018
固定資産合計	83,579
資産合計	1,166,292

(単位：千円)

当第2四半期会計期間
(2022年7月31日)

負債の部	
流動負債	
工事未払金	12,297
リース債務	842
未払金	8,509
未払費用	14,509
未払法人税等	36,249
未払消費税等	20,349
未成工事受入金	220
預り金	8,031
流動負債合計	101,010
固定負債	
リース債務	3,607
固定負債合計	3,607
負債合計	104,617
純資産の部	
株主資本	
資本金	43,000
資本剰余金	11,850
利益剰余金	1,006,824
株主資本合計	1,061,674
純資産合計	1,061,674
負債純資産合計	1,166,292

② 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2020年 2月 1日 至 2021年 1月31日)	当事業年度 (自 2021年 2月 1日 至 2022年 1月31日)
売上高		
完成工事高	910,653	670,314
兼業事業売上高	3,705	3,125
売上高合計	914,358	673,439
売上原価		
完成工事原価	359,247	297,847
売上原価合計	359,247	297,847
売上総利益		
完成工事総利益	551,405	372,467
兼業事業総利益	3,705	3,125
売上総利益合計	555,111	375,592
販売費及び一般管理費		
役員報酬	83,550	87,600
従業員給料手当	113,604	75,950
賞与	3,879	—
法定福利費	16,641	18,390
福利厚生費	1,429	4,540
修繕維持費	24	205
事務用品費	2,665	799
通信交通費	13,078	20,684
動力用水光熱費	596	647
調査研究費	13,896	16,904
広告宣伝費	24,898	29,472
交際費	172	398
寄付金	42	21
地代家賃	15,669	15,623
減価償却費	798	686
租税公課	877	896
保険料	1,602	1,533
雑費	26,651	45,985
販売費及び一般管理費合計	※1 320,077	※1 320,340
営業利益	235,033	55,251
営業外収益		
受取利息及び配当金	48	480
助成金収入	13,976	226
その他	1,665	0
営業外収益合計	15,690	706
営業外費用		
有価証券評価損	—	2,385
固定資産除却損	84	—
その他	41	141
営業外費用合計	125	2,526
経常利益	250,597	53,431

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2020年 2月 1日 至 2021年 1月31日)	当事業年度 (自 2021年 2月 1日 至 2022年 1月31日)
特別利益		
固定資産売却益	—	285
特別利益合計	—	285
税引前当期純利益	250,597	53,716
法人税、住民税及び事業税	80,800	4,560
法人税等調整額	△11,242	11,604
法人税等合計	69,557	16,165
当期純利益	181,040	37,551

【完成工事原価報告書】

区分	前事業年度 (自 2020年2月1日 至 2021年1月31日)		当事業年度 (自 2021年2月1日 至 2022年1月31日)	
	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
I 材料費	81,214	22.6	68,432	23.0
II 労務費	111,156	30.9	152,495	51.2
(うち労務外注費)	(—)	(—)	(—)	(—)
III 外注費	—	—	—	—
IV 経費	166,877	46.5	76,920	25.8
(うち人件費)	(—)	(—)	(—)	(—)
合計	359,247	100.0	297,847	100.0

(注) 原価計算の方法は、個別原価計算によっております。

【四半期損益計算書】

【第2四半期累計期間】

(単位：千円)

当第2四半期累計期間
 (自 2022年2月1日
 至 2022年7月31日)

売上高	
完成工事高	455,530
売上原価	
完成工事原価	213,569
売上総利益	
完成工事総利益	241,960
販売費及び一般管理費	※1 153,440
営業利益	88,519
営業外収益	
受取利息及び配当金	2,419
助成金収入	2,693
有価証券評価益	490
その他	331
営業外収益合計	5,933
営業外費用	
支払利息	148
その他	55
営業外費用合計	203
経常利益	94,249
税引前四半期純利益	94,249
法人税、住民税及び事業税	36,575
法人税等調整額	△7,089
法人税等合計	29,485
四半期純利益	64,763

③ 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2020年2月1日 至 2021年1月31日)

(単位：千円)

	株主資本								株主資本 合計	純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益 準備金	利益剰余金			利益 剰余金 合計		
		資本 準備金	資本 剰余金 合計		その他利益剰余金					
					別途 積立金	繰越利益 剰余金				
当期首残高	43,000	11,850	11,850	1,890	6,000	744,165	752,055	806,905	806,905	
当期変動額										
剰余金の配当						△6,497	△6,497	△6,497	△6,497	
当期純利益						181,040	181,040	181,040	181,040	
当期変動額合計	—	—	—	—	—	174,543	174,543	174,543	174,543	
当期末残高	43,000	11,850	11,850	1,890	6,000	918,708	926,599	981,449	981,449	

当事業年度(自 2021年2月1日 至 2022年1月31日)

(単位：千円)

	株主資本								株主資本 合計	純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益 準備金	利益剰余金			利益 剰余金 合計		
		資本 準備金	資本 剰余金 合計		その他利益剰余金					
					別途 積立金	繰越利益 剰余金				
当期首残高	43,000	11,850	11,850	1,890	6,000	918,708	926,599	981,449	981,449	
当期変動額										
剰余金の配当						△15,592	△15,592	△15,592	△15,592	
当期純利益						37,551	37,551	37,551	37,551	
当期変動額合計	—	—	—	—	—	21,958	21,958	21,958	21,958	
当期末残高	43,000	11,850	11,850	1,890	6,000	940,667	948,557	1,003,407	1,003,407	

④ 【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2020年 2月 1日 至 2021年 1月31日)	当事業年度 (自 2021年 2月 1日 至 2022年 1月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	250,597	53,716
減価償却費	14,745	8,597
受取利息及び配当金	△48	△480
助成金収入	△13,976	△226
有価証券評価損益 (△は益)	—	2,385
売上債権の増減額 (△は増加)	△10,810	25,911
たな卸資産の増減額 (△は増加)	14,528	△37,473
仕入債務の増減額 (△は減少)	△8,075	10,421
未取還付消費税等の増減額 (△は増加)	—	△15,872
未払金の増減額 (△は減少)	32,731	2,985
未払費用の増減額 (△は減少)	35,433	△53,977
未払消費税等の増減額 (△は減少)	—	△42,826
その他	8,095	△4,667
小計	323,222	△51,506
利息及び配当金の受取額	15	206
助成金の受取額	13,976	226
法人税等の還付額	24,508	—
法人税等の支払額	△1,521	△119,709
営業活動によるキャッシュ・フロー	360,200	△170,782
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	—	△250,000
有形固定資産の取得による支出	△2,494	—
定期預金の預入による支出	△100,000	—
定期預金の払戻による収入	—	100,000
投資活動によるキャッシュ・フロー	△102,494	△150,000
財務活動によるキャッシュ・フロー		
リース債務の返済による支出	△494	—
配当金の支払額	△6,497	△15,592
財務活動によるキャッシュ・フロー	△6,991	△15,592
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	250,714	△336,375
現金及び現金同等物の期首残高	604,956	855,670
現金及び現金同等物の期末残高	※1 855,670	※1 519,295

【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

当第2四半期累計期間
(自 2022年2月1日
至 2022年7月31日)

営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前四半期純利益	94,249
減価償却費	3,639
受取利息及び配当金	△2,419
支払利息	148
助成金収入	△2,693
有価証券評価損益 (△は益)	△490
売上債権の増減額 (△は増加)	△29,655
棚卸資産の増減額 (△は増加)	33,210
仕入債務の増減額 (△は減少)	△3,478
未取還付消費税等の増減額 (△は増加)	15,872
未払金の増減額 (△は減少)	60
未払費用の増減額 (△は減少)	4,875
未払消費税等の増減額 (△は減少)	20,875
その他	△5,285
小計	128,909
利息及び配当金の受取額	2,129
利息の支払額	△148
助成金の受取額	2,693
法人税等の支払額	△426
法人税等の還付額	35,969
営業活動によるキャッシュ・フロー	169,126
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有価証券の取得による支出	△200,000
有価証券の償還による収入	200,000
投資活動によるキャッシュ・フロー	—
財務活動によるキャッシュ・フロー	
リース債務の返済による支出	△333
配当金の支払額	△6,497
財務活動によるキャッシュ・フロー	△6,830
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	162,296
現金及び現金同等物の期首残高	519,295
現金及び現金同等物の四半期末残高	※1 681,591

【注記事項】

(重要な会計方針)

前事業年度(自 2020年2月1日 至 2021年1月31日)

1 たな卸資産の評価基準及び評価方法

- (1) 未成工事支出金 個別法による原価法
(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)
- (2) 材料貯蔵品 先入先出法による原価法
(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

2 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法(ただし、2016年4月1日以後取得の建物附属設備・構築物については、定額法)

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物・構築物 8年～10年

機械・運搬具 2年～12年

工具器具・備品 2年～15年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

特許権 3年～8年

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

3 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率に基づいて、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

4 収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

工事完成基準を適用しております。

5 キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

6 その他財務諸表の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

当事業年度(自 2021年2月1日 至 2022年1月31日)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

なお、組込デリバティブの時価を区分して測定することができない複合金融商品については、全体を時価評価し評価差額を損益に計上しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法

2 デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ 時価法

3 たな卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 未成工事支出金

個別法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

(2) 材料貯蔵品

先入先出法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

4 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法(ただし、2016年4月1日以後取得の建物附属設備・構築物については、定額法)

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物・構築物 8年～10年

機械・運搬具 2年～12年

工具器具・備品 2年～15年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

ソフトウェア(自社利用分) 5年(社内における利用可能期間)

特許権 3年～8年

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

5 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率に基づいて、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

6 収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

工事完成基準を適用しております。

7 キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

8 その他財務諸表の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(重要な会計上の見積り)

当事業年度(自 2021年2月1日 至 2022年1月31日)

繰延税金資産の回収可能性

(1)当事業年度の財務諸表に計上した金額

繰延税金資産(純額)一千円(繰延税金負債相殺前811千円)

(2)識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産は、企業分類の妥当性の判断、将来の収益力に基づく課税所得の見積り及び将来減算一時差異の解消見込年度のスケジューリング等に基づき、回収可能性があるかと判断した範囲内で計算しております。

繰延税金資産の回収可能性は、近い将来における経営環境の著しい変化の有無の判断、将来の課税所得の見積り、将来減算一時差異の解消見込年度とスケジューリングに依存し、その基となる将来の経営計画や企業分類の前提とした条件や仮定には不確実性が伴います。

将来の経営計画の重要な仮定は、売上高であります。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響に関して、収束時期が未だ不透明な状況であることから、当社は、当該影響が翌事業年度までは継続するものとして会計上の見積りを行っております。

これらの前提とした条件や仮定に変更が生じた場合、翌事業年度以降の財務諸表において繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(未適用の会計基準等)

前事業年度(自 2020年2月1日 至 2021年1月31日)

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

1. 概要

国際会計基準審議会(IASB)及び米国財務会計基準審議会(FASB)は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014年5月に「顧客との契約から生じる収益」(IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606)を公表しており、IFRS第15号は2018年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は2017年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

2. 適用予定日

2023年1月期の期首から適用します。

3. 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中でありません。

- ・「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

1. 概要

国際会計基準審議会(IASB)及び米国財務会計基準審議会(FASB)が、公正価値測定についてほぼ同じ内容の詳細なガイダンス(国際財務報告基準(IFRS)においてはIFRS第13号「公正価値測定」、米国会計基準においてはAccounting Standards CodificationのTopic 820「公正価値測定」)を定めている状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、主に金融商品の時価に関するガイダンス及び開示に関して、日本基準を国際的な会計基準との整合性を図る取組みが行われ、「時価の算定に関する会計基準」等が公表されたものです。

企業会計基準委員会の時価の算定に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、統一的な算定方法を用いることにより、国内外の企業間における財務諸表の比較可能性を向上させる観点から、IFRS第13号の定めを基本的にすべて取り入れることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮し、財務諸表間の比較可能性を大きく損なわない範囲で、個別項目に対するその他の取扱いを定めることとされております。

2. 適用予定日

2023年1月期の期首から適用します。

3. 当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で未定であります。

- ・「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

1. 概要

国際会計基準審議会(IASB)が2003年に公表した国際会計基準(IAS)第1号「財務諸表の表示」(以下「IAS第1号」)第125項において開示が求められている「見積りの不確実性の発生要因」について、財務諸表利用者にとって有用性が高い情報として日本基準においても注記情報として開示を求めることを検討するよう要望が寄せられ、企業会計基準委員会において、会計上の見積りの開示に関する会計基準(以下「本会計基準」)が開発され、公表されたものです。

企業会計基準委員会の本会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、個々の注記を拡充するのではなく、原則(開示目的)を示したうえで、具体的な開示内容は企業が開示目的に照らして判断することとされ、開発にあたっては、IAS第1号第125項の定めを参考とすることとしたものです。

2. 適用予定日

2022年1月期の年度末から適用します。

- ・「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

1. 概要

「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続」に係る注記情報の充実について検討することが提言されたことを受け、企業会計基準委員会において、所要の改正を行い、会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準として公表されたものです。

なお、「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続」に係る注記情報の充実を図るに際しては、関連する会計基準等の定めが明らかな場合におけるこれまでの実務に影響を及ぼさないために、企業会計原則注解(注1-2)の定めを引き継ぐこととされております。

2. 適用予定日

2022年1月期の年度末から適用します。

当事業年度(自 2021年2月1日 至 2022年1月31日)

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日 企業会計基準委員会)

1. 概要

国際会計基準審議会(IASB)及び米国財務会計基準審議会(FASB)は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014年5月に「顧客との契約から生じる収益」(IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606)を公表しており、IFRS第15号は2018年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は2017年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

2. 適用予定日

2023年1月期の期首から適用します。

3. 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中でありません。

- ・「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

1. 概要

国際会計基準審議会(IASB)及び米国財務会計基準審議会(FASB)が、公正価値測定についてはほぼ同じ内容の詳細なガイダンス(国際財務報告基準(IFRS)においてはIFRS第13号「公正価値測定」、米国会計基準においてはAccounting Standards CodificationのTopic 820「公正価値測定」)を定めている状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、主に金融商品の時価に関するガイダンス及び開示に関して、日本基準を国際的な会計基準との整合性を図る取組みが行われ、「時価の算定に関する会計基準」等が公表されたものです。

企業会計基準委員会の時価の算定に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、統一的な算定方法を用いることにより、国内外の企業間における財務諸表の比較可能性を向上させる観点から、IFRS第13号の定めを基本的にすべて取り入れることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮し、財務諸表間の比較可能性を大きく損なわせない範囲で、個別項目に対するその他の取扱いを定めることとされております。

2. 適用予定日

2023年1月期の期首から適用します。

3. 当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で未定であります。

(表示方法の変更)

前事業年度(自 2020年2月1日 至 2021年1月31日)

下記の表示方法の変更に関する注記は、財務諸表等規則附則第3項の規定に基づき、2021年2月1日に開始する事業年度(以下「翌事業年度」という。)における表示方法の変更の注記と同様の内容を記載しております。

(キャッシュ・フロー計算書)

当事業年度において、独立掲記しておりました「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「前払金の増減額(△は増加)」、「その他資産の増減額(△は増加)」、「預り金の増減額(△は減少)」及び「前受金の増減額(△は減少)」は、金額的重要性が乏しくなったため、翌事業年度においては「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、当事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、当事業年度のキャッシュ・フロー計算書において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「前払金の増減額(△は増加)」に表示していた4,991千円、「その他資産の増減額(△は増加)」に表示していた372千円、「預り金の増減額(△は減少)」に表示していた6,352千円、及び「前受金の増減額(△は減少)」に表示していた△3,705千円は、「その他」として組替えております。

当事業年度(自 2021年2月1日 至 2022年1月31日)

(キャッシュ・フロー計算書)

前事業年度において、独立掲記しておりました「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「前払金の増減額(△は増加)」、「その他資産の増減額(△は増加)」、「預り金の増減額(△は減少)」及び「前受金の増減額(△は減少)」は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度においては「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度のキャッシュ・フロー計算書において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「前払金の増減額(△は増加)」に表示していた4,991千円、「その他資産の増減額(△は増加)」に表示していた372千円、「預り金の増減額(△は減少)」に表示していた6,352千円、及び「前受金の増減額(△は減少)」に表示していた△3,705千円は、「その他」として組替えております。

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当事業年度の年度末に係る財務諸表から適用し、財務諸表に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

ただし、当該注記においては、当該会計基準第11項ただし書きに定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る内容については記載しておりません。

(追加情報)

前事業年度(自 2020年2月1日 至 2021年1月31日)

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う会計上の見積りについて

新型コロナウイルス感染症については不透明であり、かつ経済活動への影響を予想することがきわめて困難な状況にあります。当社の事業におきましても新型コロナウイルス感染症の影響が翌事業年度までは継続すると踏まえ会計上の見積りを行っております。

なお、当該見積りは現時点での当社が独自情報に基づいたものであるため、不確実性があり、新型コロナウイルス感染症の拡大状態や経済環境への影響が変化した場合には、会計上の見積りに影響を及ぼし、当社の財務状況及び経営成績にさらに影響を及ぼす可能性があります。

当事業年度(自 2021年2月1日 至 2022年1月31日)

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う会計上の見積りについて

新型コロナウイルス感染症については不透明であり、かつ経済活動への影響を予想することがきわめて困難な状況にあります。当社の事業におきましても新型コロナウイルス感染症の影響が翌事業年度までは継続すると踏まえ会計上の見積りを行っております。

なお、当該見積りは現時点での当社が独自情報に基づいたものであるため、不確実性があり、新型コロナウイルス感染症の拡大状態や経済環境への影響が変化した場合には、会計上の見積りに影響を及ぼし、当社の財務状況及び経営成績にさらに影響を及ぼす可能性があります。

(損益計算書関係)

※1 一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費の総額は、次のとおりであります。

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2020年2月1日 至 2021年1月31日)	当事業年度 (自 2021年2月1日 至 2022年1月31日)
一般管理費	13,896	16,904

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2020年2月1日 至 2021年1月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度増加 株式数(株)	当事業年度減少 株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	1,299,400	—	—	1,299,400
合計	1,299,400	—	—	1,299,400
自己株式				
普通株式	—	—	—	—
合計	—	—	—	—

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2020年4月24日 定時株主総会	普通株式	6,497	5	2020年1月31日	2020年4月27日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の 種類	配当金の 総額(千円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年4月26日 定時株主総会	普通株式	15,592	利益剰余金	12	2021年1月31日	2021年4月27日

当事業年度(自 2021年2月1日 至 2022年1月31日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度増加 株式数(株)	当事業年度減少 株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	1,299,400	—	—	1,299,400
合計	1,299,400	—	—	1,299,400
自己株式				
普通株式	—	—	—	—
合計	—	—	—	—

2 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年4月26日 定時株主総会	普通株式	15,592	12	2021年1月31日	2021年4月27日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の 種類	配当金の 総額(千円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年4月25日 定時株主総会	普通株式	6,497	利益剰余金	5	2022年1月31日	2022年4月26日

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

(単位:千円)

	前事業年度 (自 2020年2月1日 至 2021年1月31日)	当事業年度 (自 2021年2月1日 至 2022年1月31日)
現金預金勘定	955,670	519,295
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	△100,000	—
現金及び現金同等物	855,670	519,295

(金融商品関係)

前事業年度(自 2020年2月1日 至 2021年1月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、事業計画に照らして、必要資金に不足がある場合、銀行借入により調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、投機的な取引は行わない方針であります。また、デリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び完成工事未収入金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である工事未払金は、概ね2ヶ月以内の支払期日であります。ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で1年後であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

営業債権については、回収までの期間を概ね短期に設定しております。信用リスクについては、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、主要な取引先の信用状況を定期的に把握することで、信用リスクを軽減しております。

② 市場リスク(金利等の変動リスク)の管理

借入金がある場合、支払金利の変動リスクを抑制するために、固定金利による調達を行っております。

③ 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

各部署からの報告に基づき、担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性を維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。(注2)参照

(単位:千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金預金	955,670	955,670	—
(2) 受取手形	7,588	7,588	—
(3) 完成工事未収入金	107,005	107,005	—
(4) 破産更生債権等 貸倒引当金 ※1	81 △81	—	—
資産計	1,070,265	1,070,265	—
(1) 工事未払金	5,354	5,354	—
(2) 未払金	5,464	5,464	—
負債計	10,818	10,818	—

※1 破産更生債権等に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預金 (2) 受取手形 (3) 完成工事未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 破産更生債権等

破産更生債権等については、回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。

負 債

(1) 工事未払金 (2) 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表上額

(単位:千円)

区分	当事業年度 (2021年1月31日)
差入保証金	15,067

差入保証金については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローの予測が困難であることから、時価開示の対象とはしていません。

(注3) 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位:千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金預金	955,670	—	—	—
受取手形	7,588	—	—	—
完成工事未収入金	107,005	—	—	—
合計	1,070,265	—	—	—

当事業年度(自 2021年2月1日 至 2022年1月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、事業計画に照らして、必要資金に不足がある場合、銀行借入により調達しております。

一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、投機的な取引は行わない方針であります。

なお、デリバティブ取引は、一時的な余資の効率的な運用を図るために行っており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び完成工事未収入金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である工事未払金は、概ね2ヶ月以内の支払期日であります。ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で1年後であります。

有価証券は、債券等であり発行体の信用リスクに晒されております。なお、有価証券には、組込デリバティブを含む複合金融商品が含まれております。これは格付けの高い債券で、元本の安全性を重視し、商品特性を理解のうえ、その他有価証券として保有しておりますが、発行体の信用リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

営業債権については、回収までの期間を概ね短期に設定しております。信用リスクについては、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、主要な取引先の信用状況を定期的に把握することで、信用リスクを軽減しております。

また有価証券については、格付けの高い金融機関とのみ取引を行うことで、信用リスクを軽減しております。

② 市場リスク(金利等の変動リスク)の管理

借入金がある場合、支払金利の変動リスクを抑制するために、固定金利による調達を行っております。また、有価証券については、定期的に時価等を把握しています。

デリバティブ取引の執行・管理については、社内規定に従い管理部が行っております。

③ 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

各部署からの報告に基づき、担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性を維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません(注2)を参照ください。)

(単位:千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金預金	519,295	519,295	—
(2) 受取手形	12,341	12,341	—
(3) 完成工事未収入金	76,342	76,342	—
(4) 有価証券 ※	247,615	247,615	—
資産計	855,593	855,593	—
(1) 工事未払金	15,776	15,776	—
(2) 未払金	8,449	8,449	—
負債計	24,225	24,225	—

※ 組込デリバティブを合理的に区分することが困難な複合金融商品を含めて表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預金 (2) 受取手形 (3) 完成工事未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 有価証券

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

負 債

(1) 工事未払金 (2) 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

(単位:千円)

区分	当事業年度 (2022年1月31日)
差入保証金	15,067

差入保証金については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローの予測が困難であることから、時価開示の対象とはしていません。

(注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金預金	519,295	—	—	—
受取手形	12,341	—	—	—
完成工事未収入金	76,342	—	—	—
有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
債券	47,615	—	—	—
合同運用指定金銭信託	200,000	—	—	—
合計	855,593	—	—	—

(有価証券関係)

前事業年度(2021年1月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(2022年1月31日)

その他有価証券

区分	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を 超えるもの			
①株式	—	—	—
②債券	—	—	—
③その他	—	—	—
小計	—	—	—
貸借対照表計上額が取得原価を 超えないもの			
①株式	—	—	—
②債券	47,615	50,000	△2,385
③その他	200,000	200,000	—
小計	247,615	250,000	△2,385
合計	247,615	250,000	△2,385

(注) 債券には組込デリバティブを区分して測定できない複合金融商品が含まれており、その評価差額は損益計算書に計上しております。

(デリバティブ取引関係)

前事業年度(2021年1月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(2022年1月31日)

組込デリバティブを区分して測定することができない複合金融商品は、複合金融商品全体を時価評価し、注記事項「有価証券関係」に含めて記載しております。

(税効果会計関係)

前事業年度(2021年1月31日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金	27 千円
未払事業税	8,550
繰延税金資産合計	<u>8,578</u>
繰延税金負債合計	<u>—</u>
繰延税金資産(負債)の純額	<u>8,578</u>

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	34.0%
(調整)	
住民税均等割等	0.1
中小法人の軽減税率	△0.4
法人税等の特別控除	△5.2
その他	△0.7
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>27.8</u>

当事業年度(2022年1月31日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
有価証券評価損	811千円
繰延税金資産合計	811
繰延税金負債	
未収事業税	△3,837
繰延税金負債合計	△3,837
繰延税金資産(負債)の純額	△3,025

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	34.0%
(調整)	
住民税均等割等	0.4
中小法人の軽減税率	△2.1
評価性引当額の増減	0.5
法人税等の特別控除	△2.4
その他	△0.3
税効果会計適用後の法人税等の負担率	30.1

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前事業年度(自 2020年2月1日 至 2021年1月31日)

当社は、沈下修正事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度(自 2021年2月1日 至 2022年1月31日)

当社は、沈下修正事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度(自 2020年2月1日 至 2021年1月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	売上高(千円)	関連するセグメント名
東亜道路工業(株)	270,000	沈下修正事業

当事業年度(自 2021年2月1日 至 2022年1月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	売上高(千円)	関連するセグメント名
クレハ錦建設(株)	91,841	沈下修正事業
(株)アキヤマ	73,520	沈下修正事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度(自 2020年2月1日 至 2021年1月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2021年2月1日 至 2022年1月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度(自 2020年2月1日 至 2021年1月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2021年2月1日 至 2022年1月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度(自 2020年2月1日 至 2021年1月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2021年2月1日 至 2022年1月31日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前事業年度(自 2020年2月1日 至 2021年1月31日)

関連当事者との取引

財務諸表提出会社の役員および個人主要株主等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
役員及び 個人主要 株主	松藤展和	—	—	当社代表 取締役	(被所有) 直接66.40	債務 被保証	仕入債務に 対する被債 務保証(注)	73,080	—	217

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

当社は、一部の仕入先に対する仕入債務につき、当社代表取締役松藤展和より債務保証を受けております。なお、当該債務保証に対して保証料の支払いは行っておりません。

当事業年度(自 2021年2月1日 至 2022年1月31日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

前事業年度(自 2020年2月1日 至 2021年1月31日)

	当事業年度 (自 2020年2月1日 至 2021年1月31日)
1株当たり純資産額	755.30円
1株当たり当期純利益	139.32円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
2. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当事業年度 (自 2020年2月1日 至 2021年1月31日)
1株当たり当期純利益	139.32円
(算定上の基礎)	
当期純利益(千円)	181,040
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る当期純利益(千円)	181,040
普通株式の期中平均株式数(株)	1,299,400

当事業年度(自 2021年2月1日 至 2022年1月31日)

	当事業年度 (自 2021年2月1日 至 2022年1月31日)
1株当たり純資産額	772.21円
1株当たり当期純利益	28.90円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
2. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当事業年度 (自 2021年2月1日 至 2022年1月31日)
1株当たり当期純利益	28.90円
(算定上の基礎)	
当期純利益(千円)	37,551
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る当期純利益(千円)	37,551
普通株式の期中平均株式数(株)	1,299,400

(重要な後発事象)

前事業年度(自 2020年2月1日 至 2021年1月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2021年2月1日 至 2022年1月31日)

該当事項はありません。

【注記事項】

(会計方針の変更等)

当第2四半期累計期間
(自 2022年2月1日 至 2022年7月31日)

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を第1四半期会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。これにより、工事契約に関して、財又はサービスに対する支配が顧客に一定の期間にわたり移転する場合には、財又はサービスを顧客に移転する履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識する方法に変更しております。

履行義務の充足に係る進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した工事原価が、予想される工事原価の合計に占める割合に基づいて行っております。なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事契約については代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、第1四半期会計期間の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、第1四半期会計期間の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。この結果、当第2四半期累計期間の四半期財務諸表に与える影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を第1四半期会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、四半期財務諸表に与える影響はありません。

(追加情報)

前事業年度の(追加情報)に記載した新型コロナウイルス感染症の影響に関する仮定について重要な変更はありません。

(四半期損益計算書関係)

※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	当第2四半期累計期間 (自 2022年2月1日 至 2022年7月31日)
役員報酬	40,800 千円
従業員給料手当	38,295

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	当第2四半期累計期間 (自 2022年2月1日 至 2022年7月31日)
現金預金勘定	681,591千円
現金及び現金同等物	681,591

(株主資本等関係)

当第2四半期累計期間(自 2022年2月1日 至 2022年7月31日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2022年4月25日 定時株主総会	普通株式	6,497	5	2022年1月31日	2022年4月26日	利益剰余金

2. 基準日が当第2四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の金額に著しい変動

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当第2四半期累計期間(自 2022年2月1日 至 2022年7月31日)

当社は沈下修正事業の単一事業であるため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当第2四半期累計期間(自 2022年2月1日 至 2022年7月31日)

(単位：千円)

	完成工事高
民間事業	311,660
公共事業	143,870
顧客との契約から生じる収益	455,530
外部顧客への売上高	455,530

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第2四半期累計期間 (自 2022年2月1日 至 2022年7月31日)
1株当たり四半期純利益	49円84銭
(算定上の基礎)	
四半期純利益(千円)	64,763
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る四半期純利益(千円)	64,763
普通株式の期中平均株式数(株)	1,299,400

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式が存在しないため記載していません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤ 【附属明細表】

【有価証券明細表】

【債券】

銘柄			券面総額 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)
有価証券	その他有価証券	期限前償還条項付・株価指数リンク債	50,000	47,615
		小計	50,000	47,615
計			50,000	47,615

【その他】

銘柄			投資口数等 (口)	貸借対照表計上額 (千円)
有価証券	その他有価証券	合同運用指定金銭信託	—	200,000
		小計	—	200,000
計			—	200,000

【有形固定資産等明細表】

(単位:千円)

資産の種類	当期首 残高	当期 増加額	当期 減少額	当期末 残高	当期末減価 償却累計額 又は 償却累計額	当期 償却額	差引 当期末残高
有形固定資産							
建物・構築物	2,891	—	—	2,891	1,839	243	1,051
機械・運搬具	131,380	—	512	130,868	117,047	5,924	13,820
工具器具・備品	48,358	—	—	48,358	38,054	2,974	10,303
有形固定資産計	182,629	—	512	182,117	156,941	9,141	25,175
無形固定資産							
ソフトウェア	—	823	—	823	137	137	686
特許権	459	—	161	298	162	126	135
無形固定資産計	459	823	161	1,122	300	264	821

(注) 当期増加額のうち主なものは、次のとおりであります。
ソフトウェア 会計ソフトネットワーク 823千円

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

該当事項はありません。

【引当金明細表】

(単位:千円)

区分	当期首残高	当期増加額	当期減少額 (目的使用)	当期減少額 (その他)	当期末残高
貸倒引当金	81	—	81	—	—

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

① 現金預金

(単位:千円)

区分	金額
現金	—
預金	
普通預金	229,204
定期預金	290,090
合計	519,295

② 受取手形

相手先別内訳

(単位:千円)

相手先	金額
常盤工業(株)	10,230
綿半ソリューションズ(株)	2,111
合計	12,341

期日別内訳

(単位:千円)

期日	金額
2022年4月15日	9,240
2022年5月15日	990
2022年5月31日	2,111
合計	12,341

③ 完成工事未収入金

相手先別内訳

(単位:千円)

相手先	金額
(有)八木組	38,500
(株)エスワイシー	11,000
(株)渡辺建設	8,250
(株)アキヤマ	5,137
松山建設(株)	4,400
その他	9,055
合計	76,342

④ 工事未払金
相手先別内訳

(単位:千円)

相手先	金額
日本パフテム㈱	5,991
岡三リビック㈱	1,353
赤帽ハッスル運送	1,065
ニッポンレンタカー㈱	904
㈱MonotaRO	717
その他	5,744
合計	15,776

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年2月1日から翌年1月31日まで
定時株主総会	毎事業年度終了後3か月以内
基準日	毎年1月31日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年7月31日 毎年1月31日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え	(注) 1
取扱場所	—
株主名簿管理人	—
取次所	—
名義書換手数料	—
新券交付手数料	—
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	—
買取手数料	無料(注) 2
公告掲載方法	当社の公告方法は電子公告としております。 ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載します。 当社の公告掲載URLは次のとおりであります。 https://www.upcon.co.jp
株主に対する特典	なし

- (注) 1 当社株式は東京証券取引所TOKYO PRO Marketに上場しており、社債、株式等の振替に関する法律第128条第項に規定する振替株式であることから、該当事項はありません。
- 2 単元未満株式の買取手数料は、当社株式が名古屋証券取引所に上場された日から「株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額」に変更されます。
- 3 当社の株主はその有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。
- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 - (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
 - (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第四部 【株式公開情報】

当社株式は東京証券取引所TOKYO PRO Marketの上場銘柄であります。

なお、名古屋証券取引所ネクスト市場上場(売買開始)日の前日(2022年12月25日)付けで当該市場について上場廃止となる予定です。

第1 【最近2年間の株式の月別売買高】

当社は2021年7月21日より東京証券取引所(TOKYO PRO Market)に上場しておりますので、2020年2月以降2021年6月までは記載しておりません。

2022年1月期

(単位：株、千円)

月別	2021年7月	2021年8月	2021年9月	2021年10月	2021年11月	2021年12月	2022年1月
株数	1,200	—	—	—	5,800	—	—
金額	1,170	—	—	—	5,655	—	—

2023年1月期

本書提出日現在、売買実績はありません。

第2 【最近2年間の月別最高・最低株価】

当社は2021年7月21日より東京証券取引所(TOKYO PRO Market)に上場しておりますので、2020年2月以降2021年6月までは記載しておりません。

2022年1月期

(単位：円)

月別	2021年7月	2021年8月	2021年9月	2021年10月	2021年11月	2021年12月	2022年1月
最高	975	—	—	—	975	—	—
最低	975	—	—	—	975	—	—

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所(TOKYO PRO Market)におけるものであります。

2023年1月期

本書提出日現在、売買実績はありません。

独立監査人の監査報告書

2022年11月22日

アップコン株式会社

取締役会 御中

みおぎ監査法人

東京都千代田区

指定社員
業務執行社員

公認会計士 山田 将文

指定社員
業務執行社員

公認会計士 高野 将一

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているアップコン株式会社の2020年2月1日から2021年1月31日までの第18期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アップコン株式会社の2021年1月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2022年11月22日

アップコン株式会社

取締役会 御中

みおぎ監査法人

東京都千代田区

指定社員
業務執行社員

公認会計士 山田 将文

指定社員
業務執行社員

公認会計士 高野 将一

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているアップコン株式会社の2021年2月1日から2022年1月31日までの第19期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アップコン株式会社の2022年1月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2022年11月22日

アップコン株式会社

取締役会 御中

みおぎ監査法人
東京都千代田区

指定社員
業務執行社員 公認会計士 山田 将文

指定社員
業務執行社員 公認会計士 高野 将一

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているアップコン株式会社の2022年2月1日から2023年1月31日までの第20期事業年度の第2四半期会計期間（2022年5月1日から2022年7月31日まで）及び第2四半期累計期間（2022年2月1日から2022年7月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書、四半期キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、アップコン株式会社の2022年7月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の四半期レビュー報告書の原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。



ニッポン上げる!